

第6期鹿角市障がい者計画

～かづの・ふれあい行動プラン～

（計画期間：令和3年度～令和7年度）



令和3年3月

秋 田 県 鹿 角 市

はじめに

このたび、令和３年度から７年度までの５か年を計画期間とする「第６期鹿角市障がい者計画」を策定いたしました。現行の障がい者計画に掲げる基本理念「共に生きる地域社会の実現」を継承し、引き続き、誰もが住み慣れた環境で、共に安心して暮らすことができるよう施策の方向性を定めました。

障がい者を取り巻く法制度は、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准（平成２６年）に合わせ、条約が採用する「社会モデル」や「合理的配慮」の考え方との整合性を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて、関連する様々な整備が急速に進められました。

本計画では、近年のライフスタイルの多様化などによる福祉ニーズの増加や、それに伴う様々な課題にも対応すべく、施策の方向において、新たに「意思決定支援の推進」、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「行政等における配慮の充実」を定め、関連する施策を計画事業に位置付けました。

市では、本計画と同時に策定いたしました「第６期鹿角市障がい福祉計画」及び「第２期鹿角市障がい児福祉計画」に掲げる目標と併せ、一体的に施策を推進することにより、障がいのある人の自立及び社会参加のための支援の充実に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重なご提言をいただいた市民の皆様及び関係者の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和３年３月

秋田県鹿角市長 児 玉 一

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 関連する計画	2

第2章 本市の現状

1 人口及び世帯の推移	4
2 障がい者数の状況	7
3 身体障がい者の状況	8
4 知的障がい者の状況	13
5 精神障がい者の状況	16

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	18
2 計画の基本目標	18
3 施策の方向	18
4 計画の体系	19

第2部 各論

第1章 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

1 相談支援体制の構築	20
2 意思決定支援の推進	23
3 意思疎通支援の充実	23
4 障害福祉サービスの充実と障がい福祉従事者の育成・確保	24
5 障がいのある子どもに対する支援の充実	28
6 施設による支援の充実	31

第2章 保健・医療の推進	
1 精神保健・医療の適切な提供等	32
2 保健・医療の充実と医療従事者の育成・確保	34
3 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	35
第3章 雇用・就業、経済的自立の支援	
1 障がい特性に応じた就労支援	37
2 多様な就業機会の確保	38
第4章 教育の振興	
1 インクルーシブ教育システムの推進	39
2 教育環境の整備	40
第5章 文化芸術活動・スポーツ等の振興	
1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の 充実に向けた社会環境の整備	41
2 スポーツに親しめる環境の整備・ パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進	42
第6章 安全・安心な生活環境の整備	
1 住宅の確保	43
2 移動しやすい環境の整備	44
3 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	45
第7章 防災・防犯等の推進	
1 防災対策の推進	46
2 消費者トラブル等の防止及び被害からの救済	47
第8章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
1 障がいを理由とする差別の解消	49
2 権利擁護の推進、虐待の防止	50
第9章 行政等における配慮の充実	
1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	51
2 選挙等における配慮	51

第3部 計画の推進

1 計画の推進に向けて	52
2 計画の策定及び推進体制	53

資料

1 鹿角市障がい者計画等策定懇談会設置要綱	54
2 鹿角市障がい者計画等策定懇談会名簿	55
3 鹿角市障がい者計画等庁内検討会名簿	56
4 鹿角市障がい者計画等策定のプロセス	56
5 用語説明	57

(用語説明の対象となる語句には、語尾に「*」を表示しています。同一語句が複数回記載されている場合は、2回目以降の「*」表示を省略しています。)

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

「鹿角市障がい者計画」では、本文中に「障害」（すべて漢字）と「障がい」（害をひらがな）の2種類の表記を使用しています。これは、「害」という字が持つ、マイナスイメージにより差別や偏見を助長するという考え方があるためです。

障害の「害＝ハンディ」は社会が作る「障害（障壁）」であるという「社会モデル」の考え方を否定するものではありません。

なお、法律や制度に基づくサービス名等の固有名詞及び引用文は「障害」（すべて漢字）と表記しています。

鹿角戦隊 リンゴレンジャー

秋田県立比内支援学校かづの校高等部の皆さんが、鹿角の平和を守るヒーローとして活躍しています。

また、「鹿角ヨクシ隊」としても活動し、地域の防犯や交通安全活動のほか、鹿角市のPRも行っています。

地域での活躍の様子



第1部 総論

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

本市では、平成10年に「障害者基本法*」に基づく「鹿角市障害者計画～かつの・ふれあい行動プラン～」を策定して以来、6期に渡って改訂を行い、時代のニーズに即した障がい福祉施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国では「障害者の権利に関する条約*」の批准に合わせ、関連する国内法が整備され、これにより「障がい」を「心身機能の障がいのみに起因したものではなく、社会における様々な障壁と相対して生じる生活上の制限」とした「社会モデル」の考え方や、すべての人があらゆる人権及び基本的自由を平等に享有するために求められる「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

平成30年3月には、国の「第4次障害者基本計画」が策定され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための基本的な施策の方向性が示されています。

しかし、地域社会においては、既存の制度だけでは解決が困難な複合的な課題が増えてきています。障がいのある人やその家族の高齢化が進み、高齢の親が障がいのある子を介護する状況や、障がいのある人が要介護状態にある親や家族を介護しなければならない状況など、各家庭では対応しきれない課題について、地域全体で助け合い支え合うことが求められています。

本計画は、こうした社会状況の変化や、多様化する福祉ニーズへのきめ細かい支援を行うための総合的な計画として策定するもので、基本理念である「共に生きる地域社会の実現」を目指します。

2 計画の性格

本計画は、「障害者基本法」に基づく国の「障害者基本計画」や、県の「秋田県障害者計画」等を踏まえ、障がいのある人のライフステージ*に合わせた、福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等あらゆる分野にわたる具体的な施策と方向性を定め、障がいのある人に対する支援を市民全体の共通施策として取り組むものです。

「第7次鹿角市総合計画」をはじめ、関連計画等との整合を図りながら、現行事業に加え、新たなニーズに応えるための事業等を障がい福祉施策に関する個別計画として展開します。

計画の具体的な事業、施策の実施にあたっては、市民、事業者、関係機関等と連携して効果的な取り組みを行います。

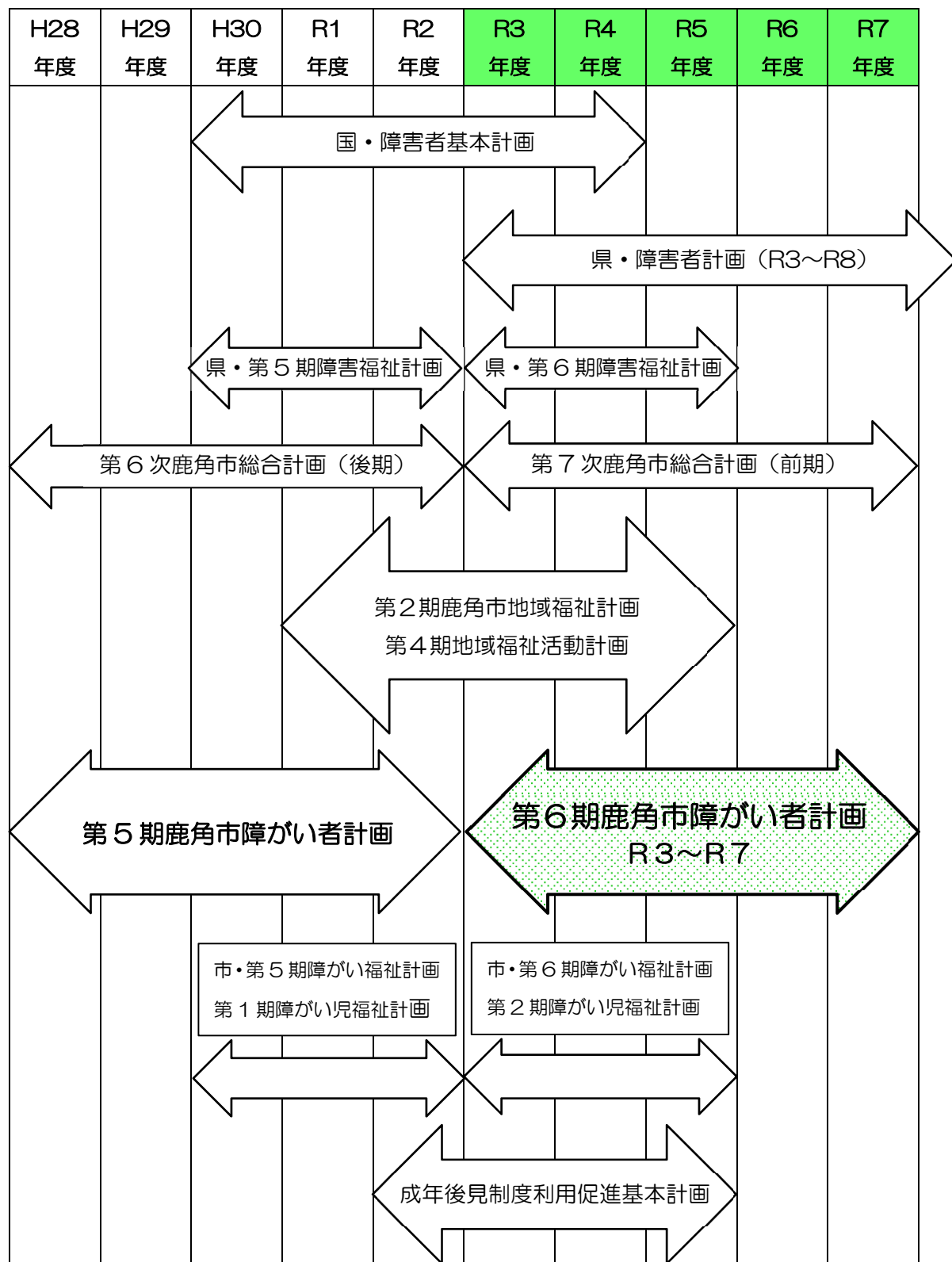
3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としています。

4 関連する計画

本市では障がい福祉の向上を図るため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*（以下「障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」に基づく「第6期鹿角市障がい福祉計画」、「第2期鹿角市障がい児福祉計画」を策定しました。これらの計画では、障がい福祉に関するサービス量の見込みや目標値など具体的な項目を定め、本計画と一体的に施策を推進します。

各計画との関連



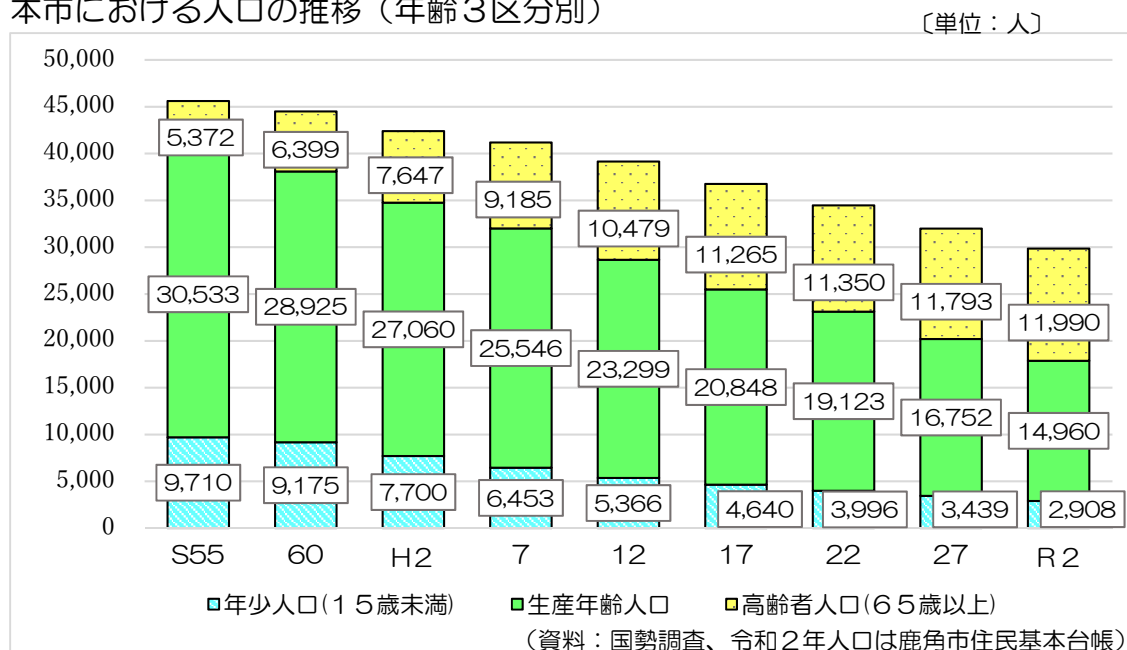
第2章 本市の現状

1 人口及び世帯の推移

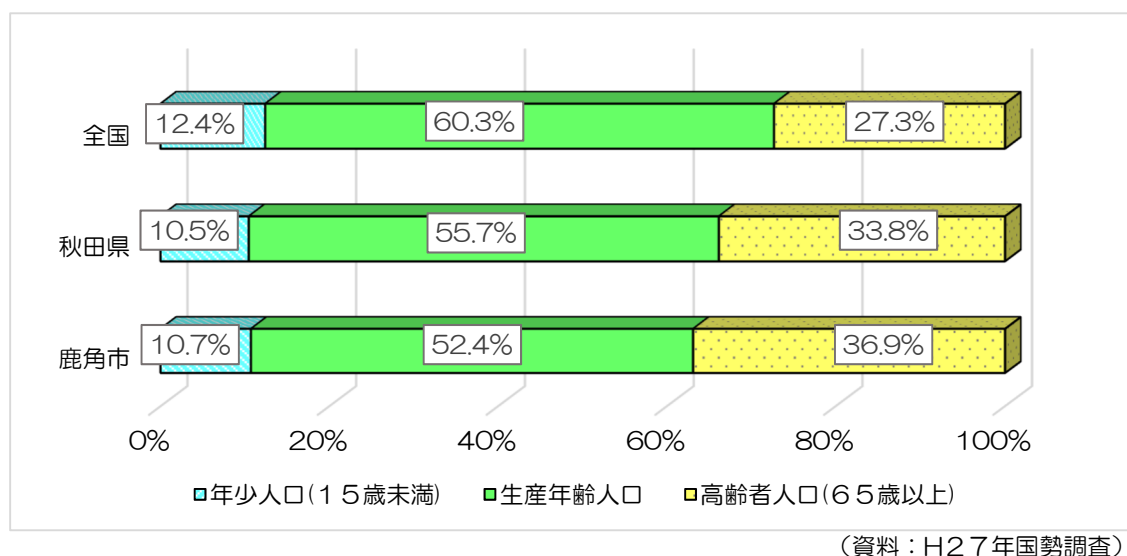
本市の人口は、令和2年12月31日時点で、29,858人で、年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）が2,908人（9.7%）、生産年齢人口が14,960人（50.1%）、高齢者人口（65歳以上）が11,990人（40.2%）となっています。高齢者人口が増加する一方、年少・生産年齢人口が減少し、少子高齢化がさらに進んでいます。

(1) 人口の動向

本市における人口の推移（年齢3区分別）



年齢3区分別人口構成比



(2)住民基本台帳人口及び世帯数の推移資料

(各年 12 月 31 日現在 単位：世帯、人)

区分	総数		花輪		十和田		尾去沢		八幡平	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
H 22	13,384	35,313	6,063	15,515	4,479	11,754	1,279	3,107	1,563	4,937
23	13,369	34,835	6,067	15,354	4,489	11,623	1,265	3,020	1,548	4,838
24	13,381	34,392	6,080	15,223	4,507	11,501	1,248	2,946	1,546	4,722
25	13,331	33,880	6,114	15,105	4,464	11,289	1,225	2,891	1,528	4,595
26	13,305	33,293	6,140	14,978	4,443	11,043	1,207	2,803	1,515	4,469
27	13,192	32,744	6,093	14,774	4,424	10,883	1,177	2,719	1,498	4,368
28	13,140	32,199	6,073	14,566	4,409	10,713	1,165	2,668	1,493	4,252
29	13,065	31,604	6,048	14,390	4,381	10,458	1,155	2,619	1,481	4,137
30	13,013	31,026	6,052	14,196	4,356	10,271	1,130	2,518	1,475	4,041
R 1	12,919	30,454	6,011	14,020	4,326	10,053	1,115	2,447	1,467	4,394
2	12,865	29,858	5,999	13,802	4,300	9,848	1,096	2,370	1,470	3,838

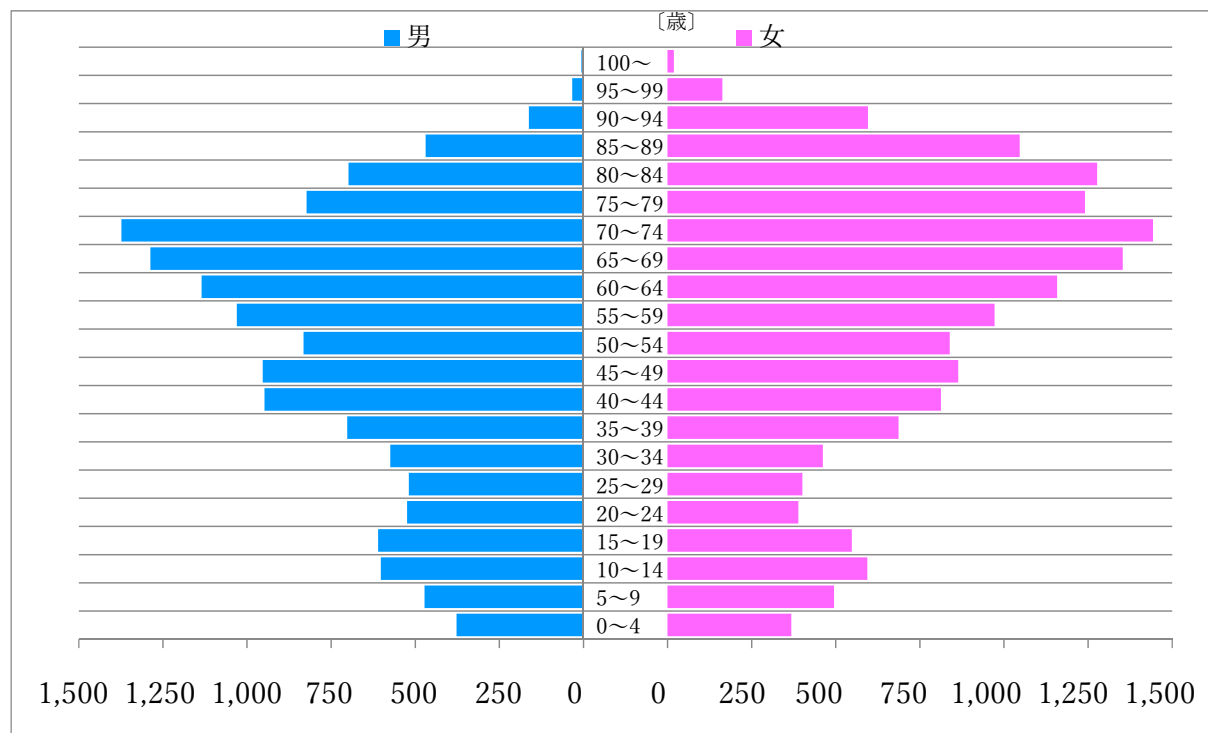
注) 住民基本台帳法の一部改正に伴い、H24 年 7 月 9 日より外国人を含む。

(資料：市民課)

人口ピラミッド

令和2年 12 月 31 日現在 住民基本台帳

総人口 29,858 人 男 14,129 人 女 15,729 人



(資料：市民課)

(3) 人口動態の推移

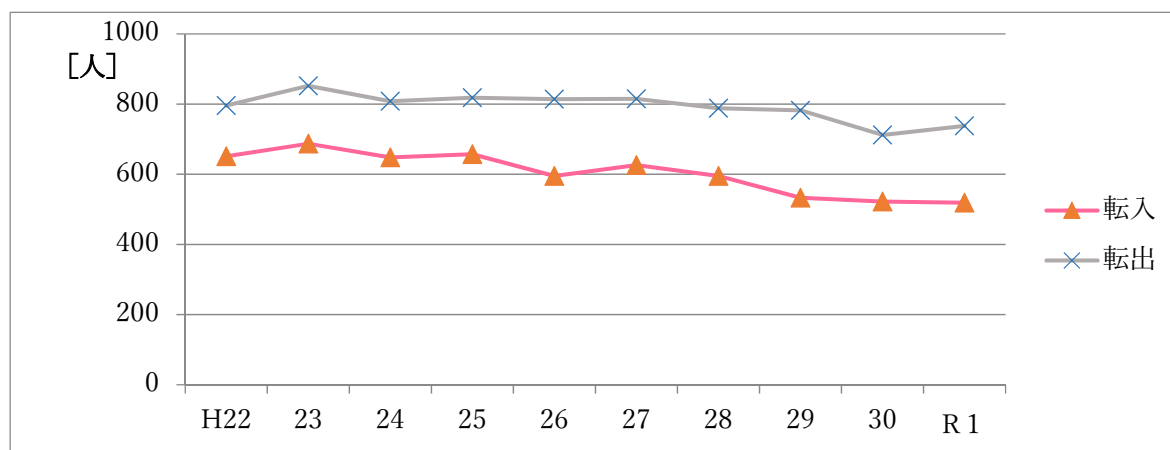
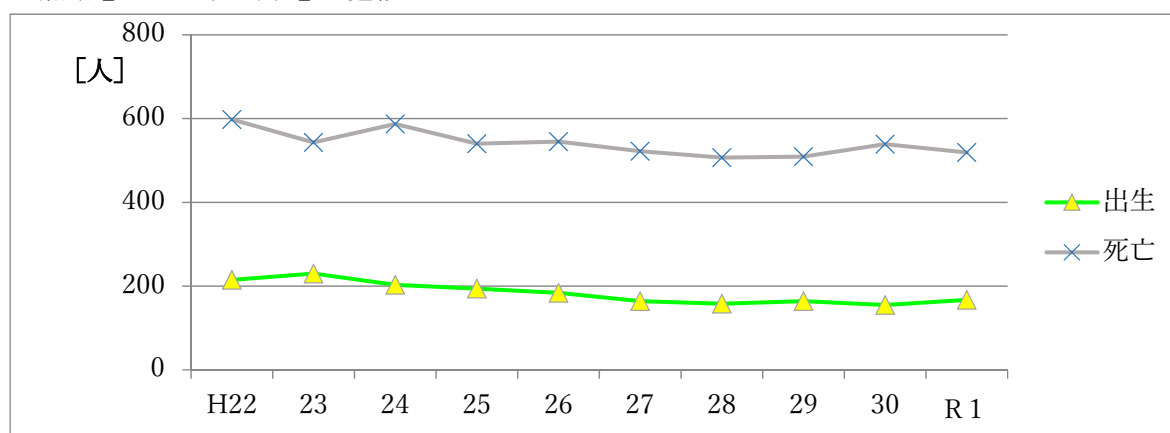
(単位:人)

年	出生			死亡			自然増減	転入	転出	その他		社会増減	人口増減
	総数	男	女	総数	男	女				増	減		
H 22	215	105	110	598	310	288	△ 383	651	796	-	-	△ 145	△ 528
23	230	107	123	543	261	282	△ 313	687	852	-	-	△ 165	△ 478
24	203	104	99	587	277	310	△ 384	648	808	-	-	△ 160	△ 544
25	194	95	99	540	238	302	△ 346	657	818	1	6	△ 166	△ 512
26	184	97	87	545	250	295	△ 361	595	814	0	7	△ 226	△ 587
27	164	83	81	522	246	276	△ 358	626	815	0	2	△ 191	△ 549
28	158	88	70	507	230	277	△ 349	595	788	3	6	△ 198	△ 547
29	164	84	80	509	243	266	△ 345	533	782	1	2	△ 250	△ 595
30	155	64	91	539	271	268	△ 384	522	712	0	4	△ 194	△ 578
R 1	167	87	80	519	262	257	△ 352	519	738	0	1	△ 220	△ 572

注)住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成24年7月9日より外国人を含む。よって、平成24年の人口増減△544と、総人口の前年比△443(「16住民基本台帳人口及び世帯数の推移」による)の差異は、住民基本台帳法の一部改正により含まれた外国人の算入による。

(資料：市民課)

自然動態および社会動態の推移



2 障がい者数の状況

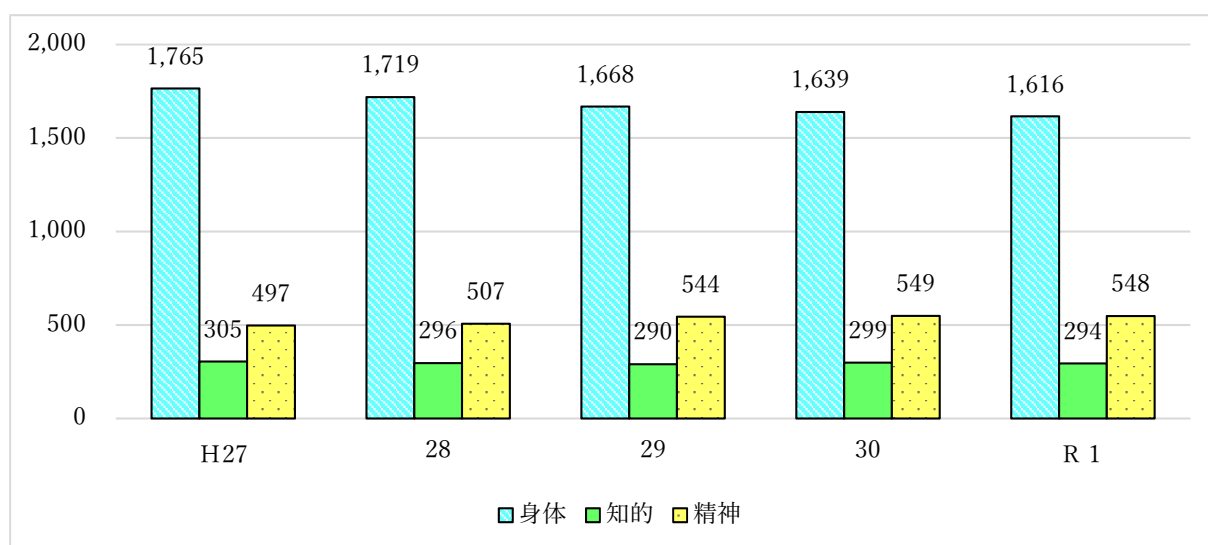
令和元年度末における本市の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者数が1,616人、療育手帳所持者数が258人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が282人で、手帳所持者の総数は2,156人です。

令和元年度末の住民基本台帳人口（30,188人）に占める障害者手帳所持者の割合は、障がい別にみると身体障害者手帳所持者が5.35%、療育手帳所持者が0.85%、精神障害者保健福祉手帳所持者が0.93%です。手帳所持者全体では7.14%となっております。

なお、障害者手帳は本人や家族等からの申請が必要なため、未申請等の理由により手帳を所持していない人もいます。そういった方々を含むと、知的障がいのある人の総数は294人、精神障がいのある人の総数は548人で、このうち自立支援医療（精神通院）*受給者が436人となっています。

(1) 三障がい者数の推移（各年度3月31日現在 単位：人）

※精神障がい者については秋田県の資料によるもの



（資料：福祉総務課）

3 身体障がい者の状況

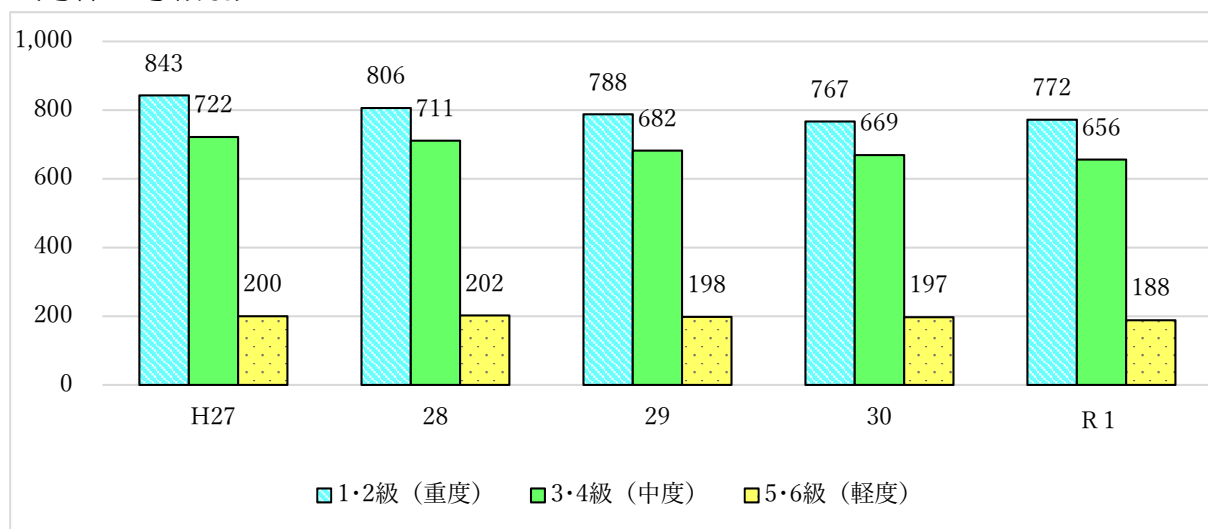
令和元年度末の身体障害者手帳所持者数は 1,616 人で、平成 27 年度と比較して 149 人減少しています。また、障がい程度の割合は横ばいで推移しています。

年齢別では 65 歳以上が全体の約 80%を占めており、障がいの種類別では、肢体不自由、内部障がいが高い割合となっています。障がいの原因別では、脳血管疾患が最も多く 369 人で 22.83%、骨関節疾患が 353 人で 21.84%、心臓疾患が 229 人で 14.17%と続いています。

施設利用や在宅の状況については、施設に入所している人（老人福祉施設を含む）が 270 人、在宅の身体障がいのある人で介護を必要とする状態の人は 422 人となっています。

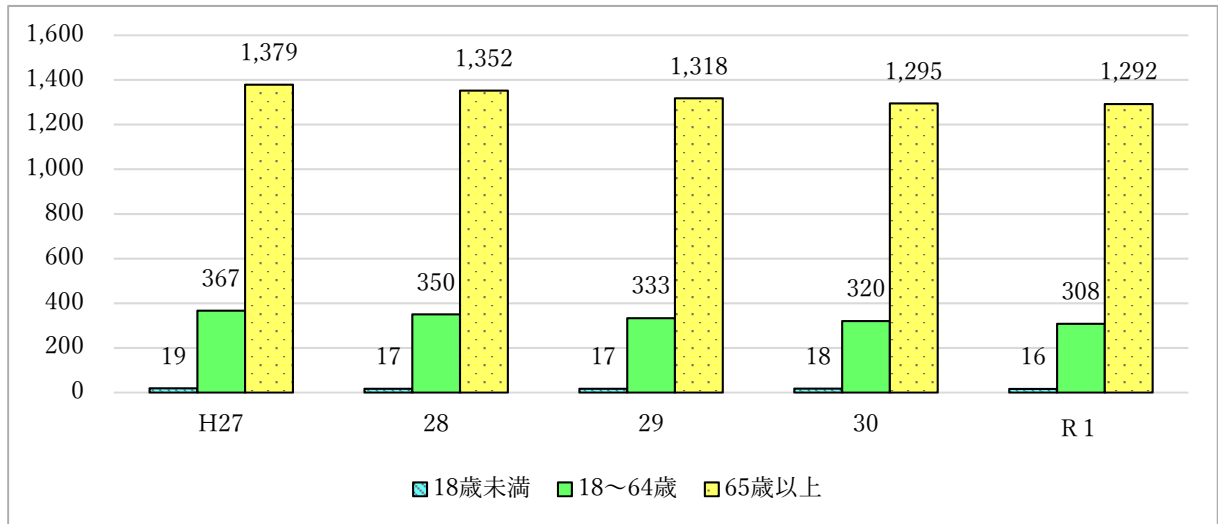
就業の状況では、仕事をしている人が 173 人で、技能的専門的職業従事者が 49 人で 28.32%、次いで農林業従事者が 42 人で 24.27%となっています。

(1)身体障害者手帳所持者数（各年度 3 月 31 日現在 単位：人）
（身体・等級別）



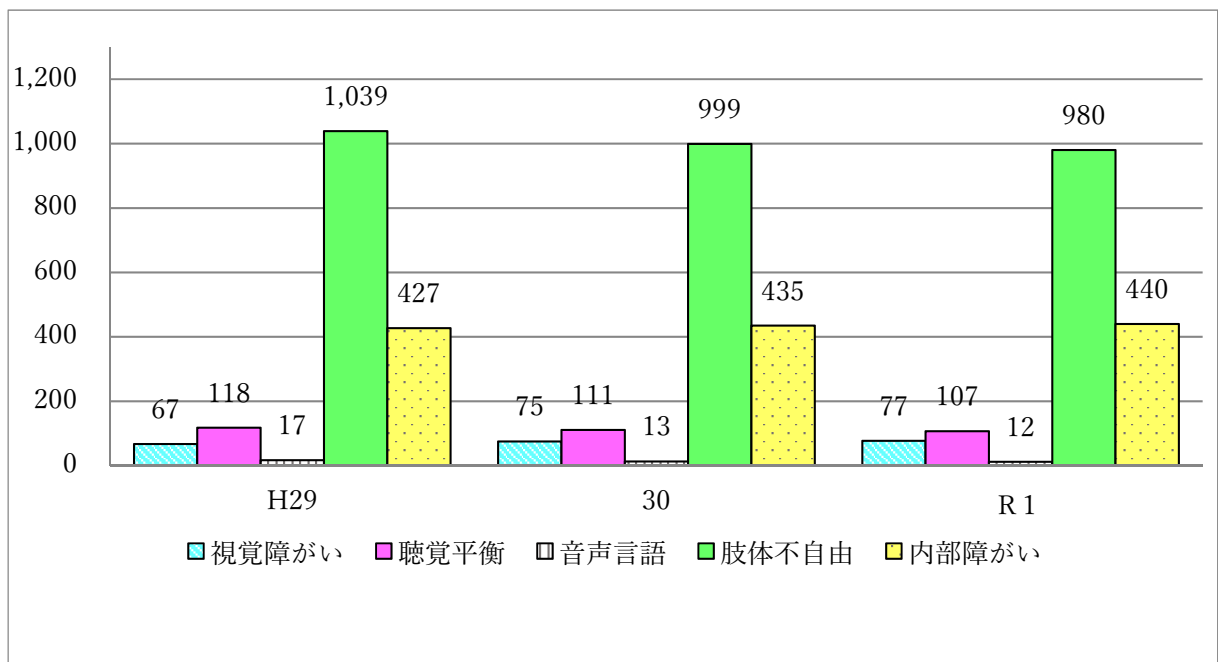
（資料：福祉総務課）

(身体・年齢別)



(資料：福祉総務課)

(身体・障がい種類別)



(資料：福祉総務課)

(2)障がいの原因別手帳所持者数の比較（各年度 3 月 31 日現在 単位：人）

原因別・年齢別		18歳未満		18歳以上		総数		増減	再掲65歳以上	
年度		27年度	31年度 (令和元年度)	27年度	31年度 (令和元年度)	27年度	31年度 (令和元年度)		27年度	31年度 (令和元年度)
疾 病	脳 性 麻 痺	1	1	28	30	29	31	2	7	8
	脊 髄 性 麻 痺	0	0	5	6	5	6	1	4	2
	進行性筋萎縮症	0	0	2	1	2	1	-1	1	0
	骨 関 節 疾 患	0	0	345	353	345	353	8	294	310
	脳 血 管 疾 患	0	0	334	369	334	369	35	282	329
	リウマチ性疾患	0	0	2	1	2	1	-1	2	0
	眼 の 病 気	1	1	77	76	78	77	-1	61	60
	耳 の 疾 患	3	3	110	98	113	101	-12	83	71
	胸 郭 形 成	0	0	2	0	2	0	-2	2	0
	呼 吸 器 系 疾 患	0	0	42	15	42	15	-27	40	15
	心 臓 疾 患	5	4	252	225	257	229	-28	226	202
	腎 臓 疾 患	0	0	52	61	52	61	9	29	37
	ぼうこう直腸疾患	1	0	58	58	59	58	-1	45	51
	小 腸 疾 患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肝 臓 疾 患	0	0	2	1	2	1	-1	0	0
	そ の 他	7	6	267	153	274	159	-115	181	99
	総 数	18	15	1,578	1,447	1,596	1,462	-134	1,257	1,184
事 故	戦 傷 病 ・ 戦 災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業 務 上 災 害	0	0	68	65	68	65	-3	50	46
	交 通 事 故	0	0	39	30	39	30	-9	25	18
	そ の 他	1	1	61	58	62	59	-3	47	44
	総 数	1	1	168	153	169	154	-15	122	108
総 数		19	16	1,746	1,600	1,765	1,616	-149	1,379	1,292

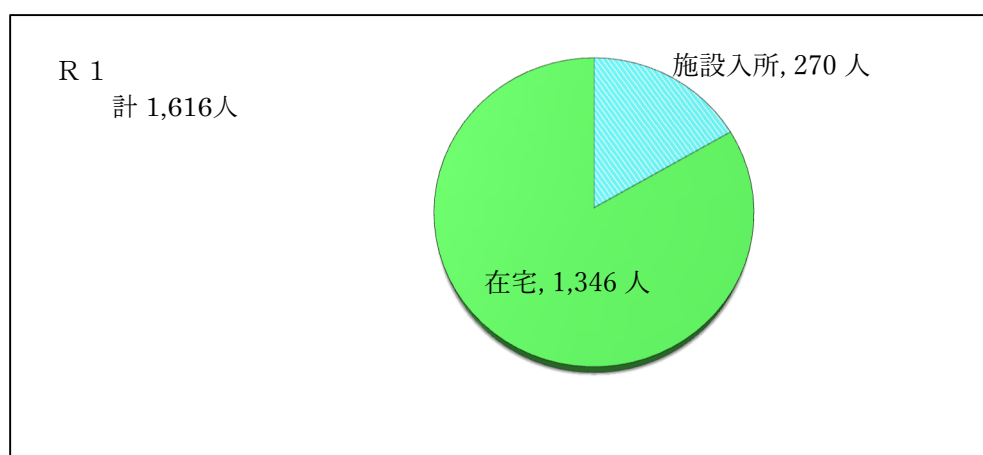
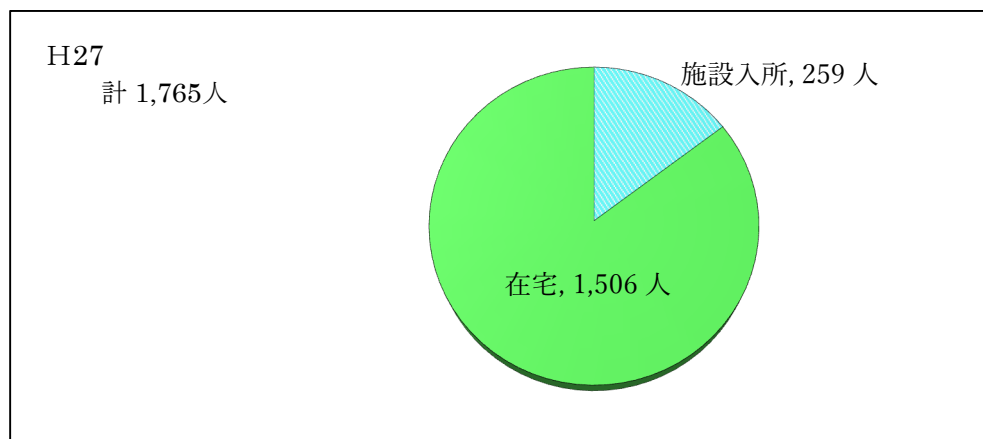
（資料：福祉総務課）

(3)介護を必要とする者の状況（令和2年 3 月 31 日現在 単位：人）

			視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢体	内部	総数
家族に介護されている者	常時介護	18歳未満	0	1	0	0	0	3	1	5
		18歳以上	0	0	0	0	0	46	0	46
		計	0	1	0	0	0	49	1	51
	時々介護	18歳未満	0	1	0	0	0	0	2	3
		18歳以上	0	0	0	0	0	112	56	168
		計	0	1	0	0	0	112	58	171
家族以外の者に介護されている者	18歳未満		0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上		11	16	0	3	0	133	37	200
	計		11	16	0	3	0	133	37	200
総計	18歳未満		0	2	0	0	0	3	3	8
	18歳以上		11	16	0	3	0	291	93	414
	計		11	18	0	3	0	294	96	422

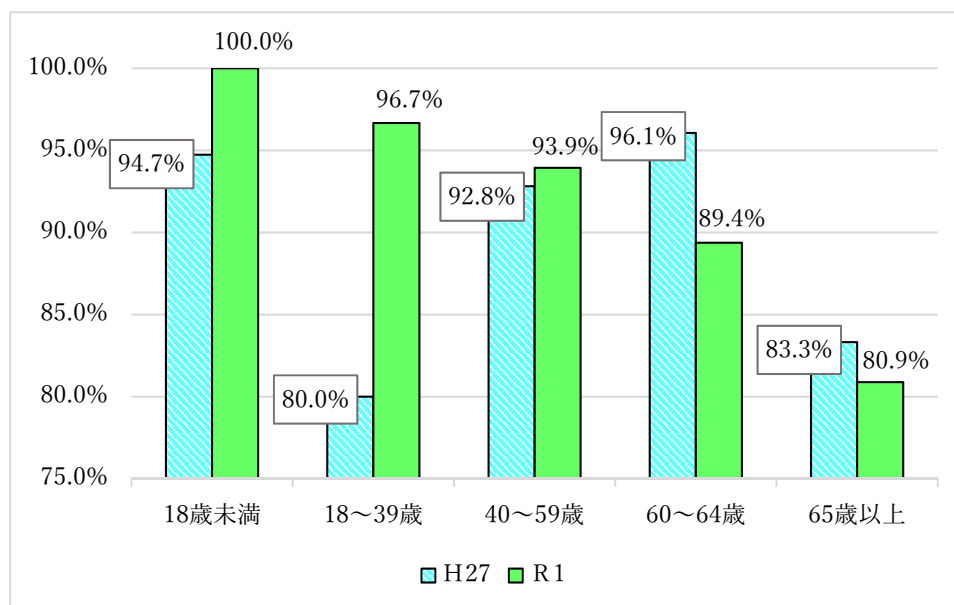
（資料：福祉総務課）

(4)身体障がい者の在宅等の比較（各年度３月３１日現在）



（資料：福祉総務課）

（身体・年齢別在宅者割合の比較）



（資料：福祉総務課）

(5)手帳所持者の就業状況（令和2年3月31日現在 単位：人）

障がい区分 \ 職種別		事務従事者	販売従事者	運輸通信従事者	農林漁業従事者	採鉱採石従事者	生産技能及び単純労働者	サービス業従事者	管理的事務従事者	技能的専門的職業従事者	小規模作業所	その他	合計
視覚障がい		2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
聴覚障がい		3	0	5	5	0	0	3	0	2	0	0	18
平衡機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声言語機能障がい		0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
そしゃく機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由		8	7	2	24	0	7	8	6	33	0	6	101
内訳（再掲）	上肢障がい	3	1	2	11	0	1	5	2	11	0	2	38
	下肢障がい	5	6	0	11	0	5	3	3	20	0	4	57
	体幹機能障がい	0	0	0	2	0	1	0	1	2	0	0	6
	脳病変による障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部障がい		7	1	3	12	0	2	4	4	13	0	2	48
合 計		20	8	11	42	0	9	15	11	49	0	8	173

（資料：福祉総務課）

(6)手帳所持者の就業希望状況（令和2年3月31日現在 単位：人）

障がい区分 \ 年齢別		15～17歳	18～39歳	40～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい		0	0	0	0	0	0
聴覚障がい		0	1	1	0	0	2
平衡機能障がい		0	0	0	0	0	0
音声言語機能障がい		0	0	0	0	0	0
そしゃく機能障がい		0	0	0	0	0	0
肢体不自由		0	3	4	0	0	7
内訳（再掲）	上肢障がい	0	1	4	0	0	5
	下肢障がい	0	2	0	0	0	2
	体幹機能障がい	0	0	0	0	0	0
	脳病変による障がい	0	0	0	0	0	0
内部障がい		0	0	0	0	0	0
合 計		0	4	5	0	0	9

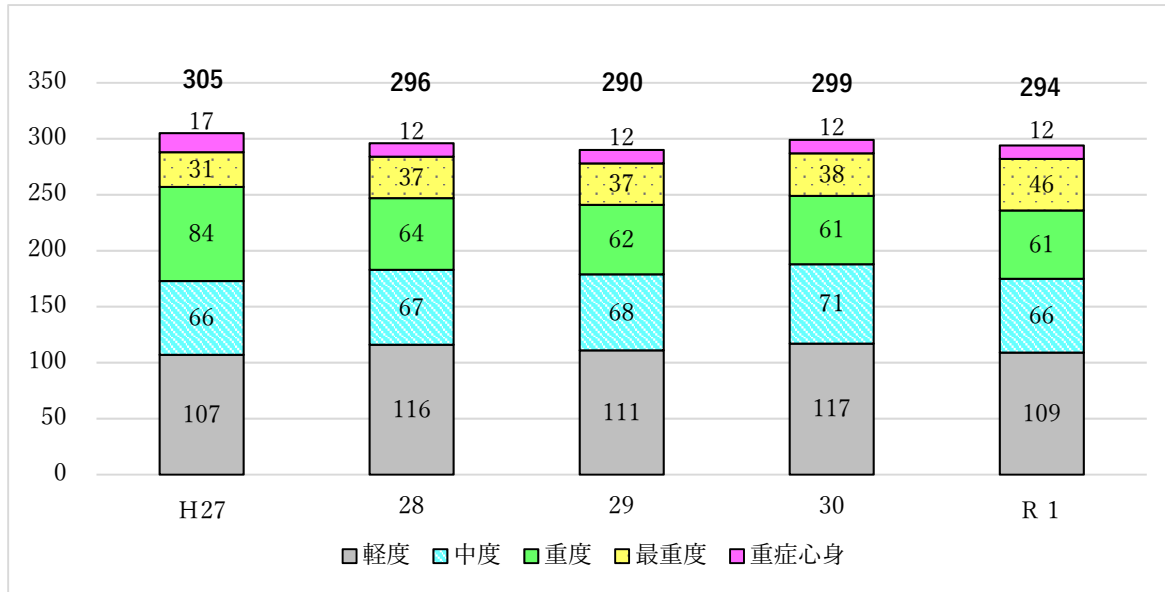
（資料：福祉総務課）

4 知的障がい者の状況

令和元年度末の知的障がい者数は294人で平成27年度と比較すると11人減少しており、緩やかに減少しています。

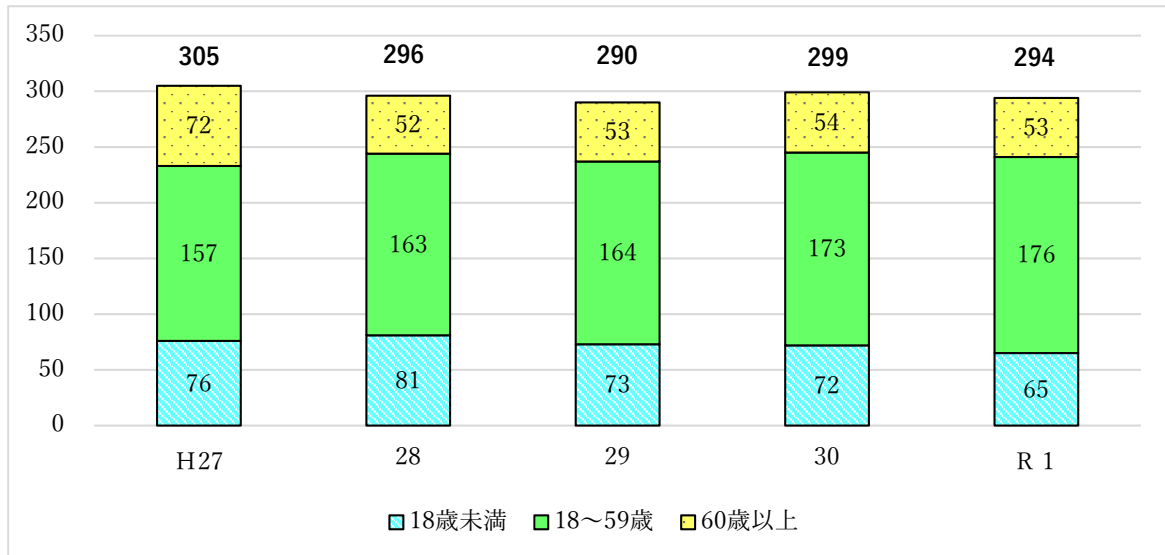
年齢別で見ると18歳以上59歳以下の人数が増加傾向にあります。

(1)障がいの程度別障がい者数（各年度3月31日現在 単位：人）



（資料：福祉総務課）

（知的・年齢別の推移）



（資料：福祉総務課）

(2)知的障がい者の状況（令和2年3月31日現在 単位：人）

知的障がい者（18歳以上）

区 分		総数			軽度		中度		重度		最重度		重症心身	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		229	124	105	35	25	35	28	29	28	20	19	5	5
内訳	施設利用	145	79	66	11	8	20	15	25	22	19	18	4	3
	在 宅	84	45	39	24	17	15	13	4	6	1	1	1	2
	（就労中）	(34)	(22)	(12)	(15)	(8)	(7)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
在宅のうち施設入所希望		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（資料：福祉総務課）

知的障がい児（18歳未満）

区 分		総数			軽度		中度		重度		最重度		重症心身	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		65	47	18	33	16	3	0	4	0	6	1	1	1
内訳	施設利用	21	16	5	6	4	2	0	2	0	5	1	1	0
	在 宅	44	31	13	27	12	1	0	2	0	1	0	0	1
	（就労中）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
在宅のうち施設入所希望		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

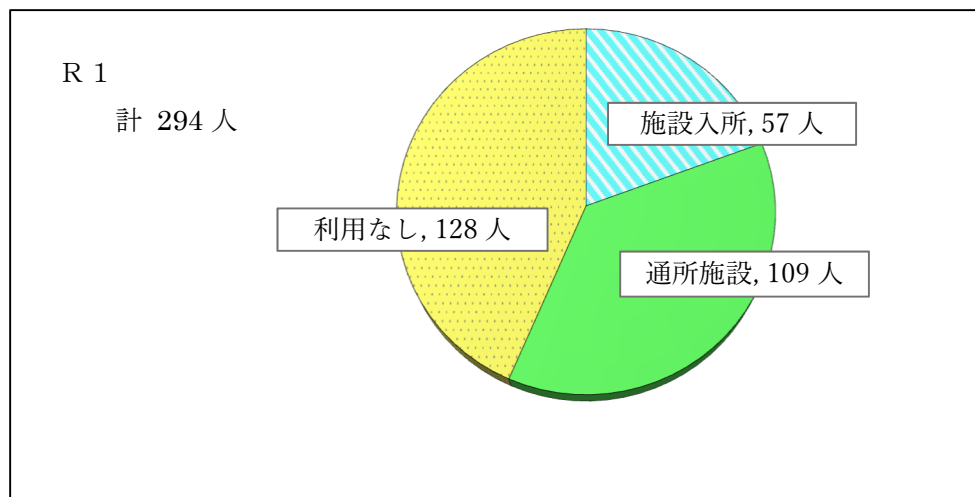
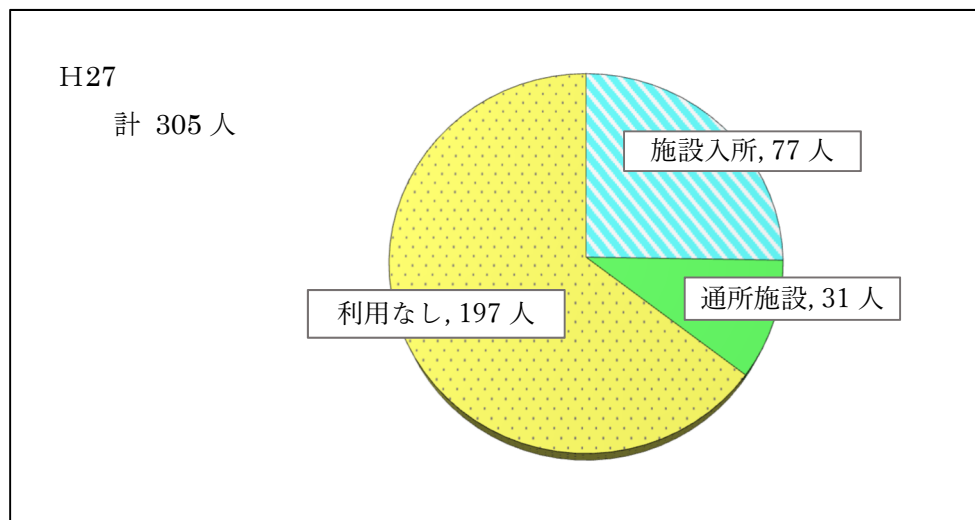
（資料：福祉総務課）

(3)在宅知的障がい児の就学等の状況（令和2年3月31日現在 単位：人）

区分		総数	軽度	中度	重度	最重度	重症心身
学齢前児童数		6	4	1	0	1	0
学 齢 児 童 数	特殊学級在籍	21	21	0	0	0	0
	普通学級在籍	4	4	0	0	0	0
	養護学校在籍 （訪問教育）	8 (0)	5	0	2	0	1
	就学猶予	0	0	0	0	0	0
学 童 数 後 児	在宅数	5	5	0	0	0	0
	（養護高等部）	(5)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)
	（就労中）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計		44	39	1	2	1	1

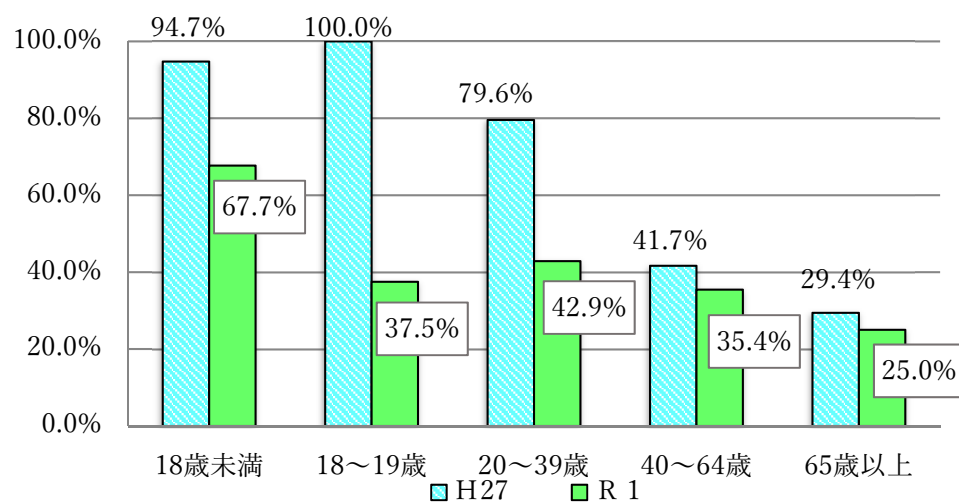
（資料：福祉総務課）

(4)知的・在宅者の状況（令和2年3月31日現在）



（資料：福祉総務課）

（知的・年齢別在宅者割合の比較）



（資料：福祉総務課）

5 精神障がい者の状況

令和元年度末の精神障がい者数は 548 人で、平成 27 年度末と比較すると 51 人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年 4 月 1 日現在 282 人で、平成 27 年度末より 49 人増加しています。

入院通院の状況では、入院人数が減少している一方、在宅で通院する人数が増加しており、自立支援医療（精神通院）受給者は 4 年間で 37 人増加しています。

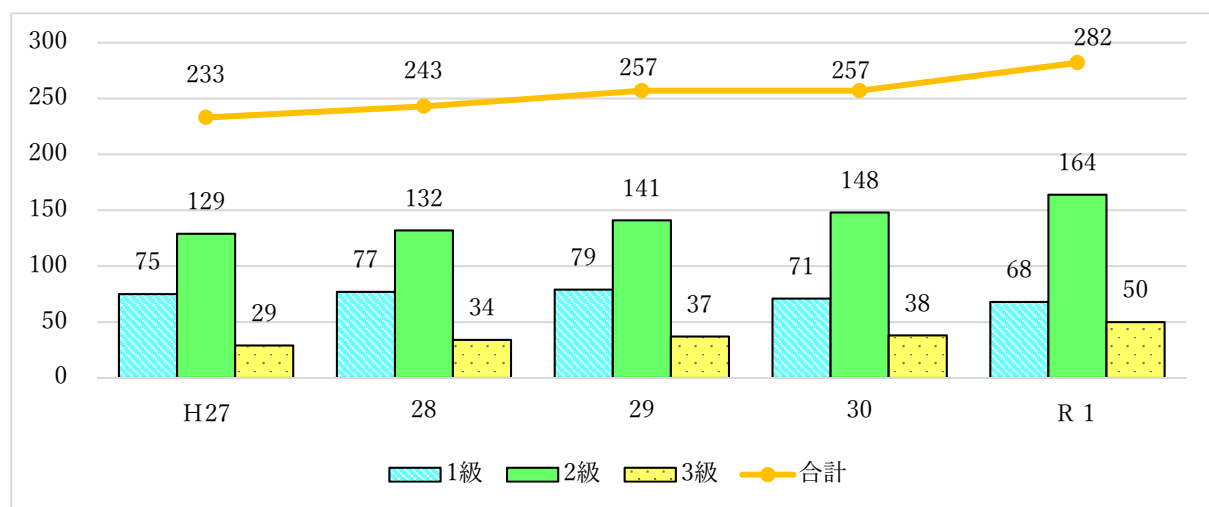
病類別の状況では、統合失調症や気分障がいの割合が高くなります。

(1) 精神・病類別の状況（各年度 3 月 31 日現在 単位：人）

年度	統合失調症	気分障がい	てんかん	脳器質性精神障がい				中毒性精神障がい			精神遅滞	成人の人格及び行動障がい	神経症性障がい	身体的要因の行動症候群 生理的障がい及び 心理的発達の障がい	小児期・青年期の行動及び 情緒の障がい	その他	合計	
				総数	アルツハイマー型認知症	血管性認知症	その他	総数	アルコール	その他								
H27	210	147	42	26	10	3	13	6	6	0	20	3	29	0	10	0	4	497
28	213	149	41	31	13	2	16	5	5	0	21	2	27	0	12	2	4	507
29	219	160	43	38	14	6	18	6	6	0	21	2	32	1	18	2	2	544
30	214	157	52	30	12	1	17	6	6	0	18	1	31	1	29	7	3	549
R1	188	126	52	73	44	5	24	9	9	0	17	2	32	2	31	13	3	548

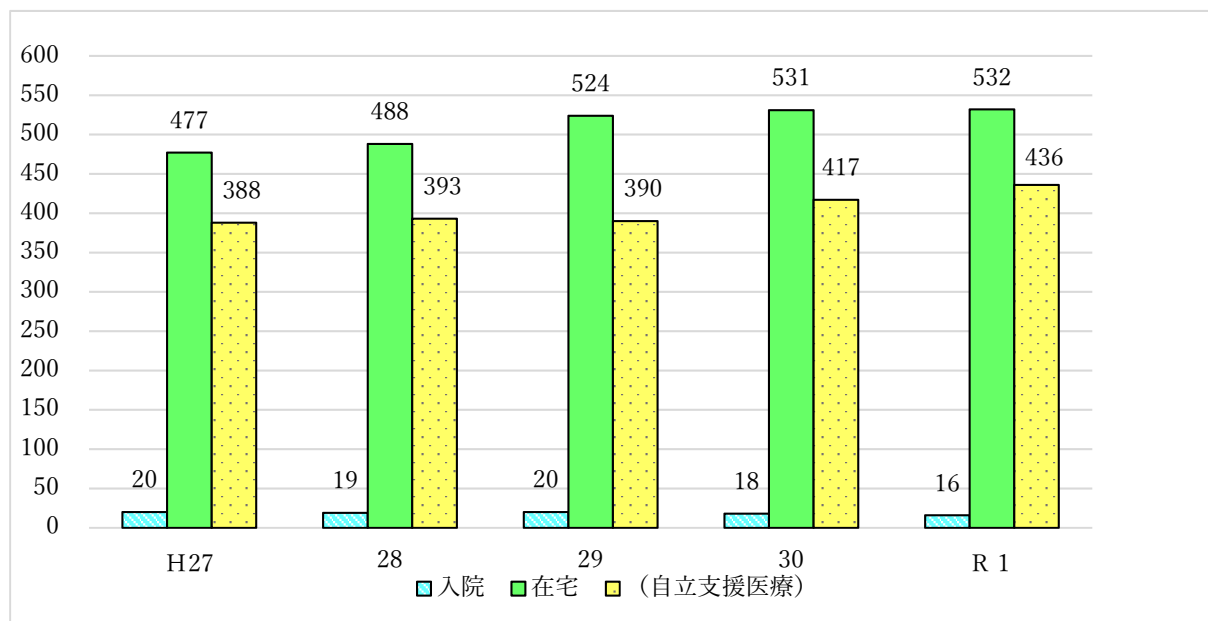
（資料：秋田県大館福祉環境部）

(2) 精神障害者保健福祉手帳交付状況（各年度 4 月 1 日現在 単位：人）



（資料：福祉総務課）

(3)精神・入院通院の状況（各年度３月３１日現在 単位：人）



（資料：秋田県大館福祉環境部）

第3章 計画の基本的な考え方

誰もが、住み慣れた地域で安心して生活し、また、一人ひとりの人格と個性が尊重され、充実した生活を保障される権利を有しています。

この計画は、共働の理念のもと、社会のさまざまな障壁を取り払い、市民が分け隔てられることなく互いに尊重しあいながら、共に支えあうことができる地域社会を目指すもので、次のとおり基本理念と基本目標を定め施策を推進します。

1 計画の基本理念

「共に生きる地域社会の実現」

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 地域生活の支援

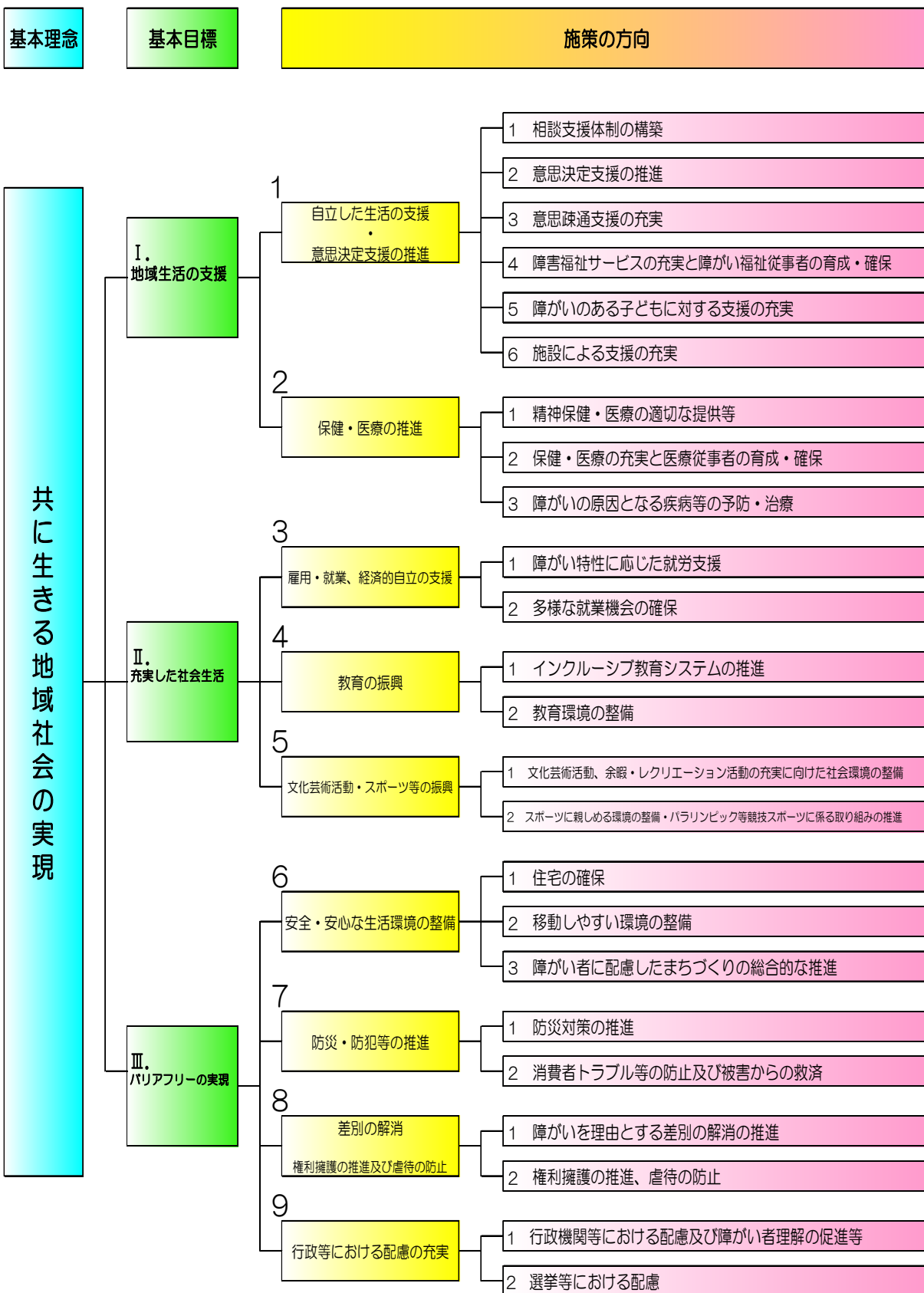
基本目標Ⅱ 充実した社会生活

基本目標Ⅲ バリアフリーの実現

3 施策の方向

- 1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 2 保健・医療の推進
- 3 雇用・就業、経済的自立の支援
- 4 教育の振興
- 5 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 6 安全・安心な生活環境の整備
- 7 防災・防犯等の推進
- 8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 9 行政等における配慮の充実

4 計画の体系



第2部 各論

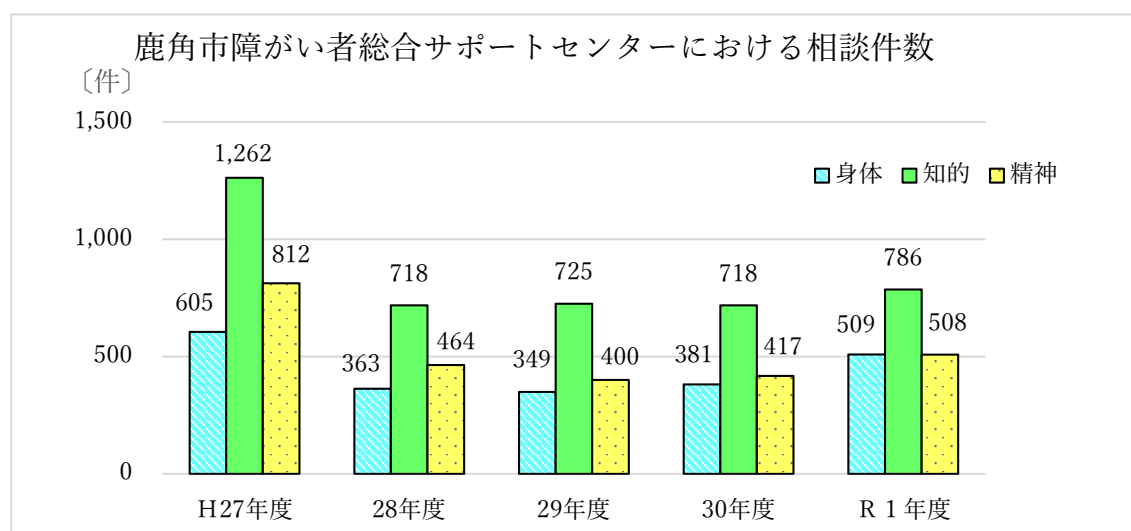
基本理念「共に生きる地域社会の実現」に基づく、3つの基本目標を実現するため、9つの施策の方向について具体的な取り組みを掲げます。

第1章 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

1 相談支援体制の構築

昨今、生活様式の多様化などにより、複雑化・多様化した福祉ニーズが増加しています。また、人口減少や高齢化による集落機能の低下のため、生活課題が潜在化しやすい状況にあります。その複合的な課題の掘り起こしと解消に向けては、それぞれの課題に対応できる関係機関の連携が不可欠となっていることから、本市では総合的な相談窓口として、全世代型包括支援窓口を設置し、関係機関との連携強化を図っています。行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター*や障がい者総合サポートセンター*などの相談支援を行う事業所、民生委員・児童委員*などが連携し、適切な指導や助言を重層的に提供します。

地域において生活するすべての人が、障がいの有無や種類、年齢、性別などにとらわれず、安心して暮らすことができる体制の充実を目指します。



(資料：福祉総務課)

主要事業

◆総合相談事業

人権擁護委員*や行政相談委員*による総合相談窓口を設けるほか、弁護士、司法書士による専門的な無料相談を実施し、市民福祉の向上を図ります。

◆全世代型包括的支援事業

複合化・複雑化した生活課題に対応するため、「全世代型包括支援窓口」を設置し包括的な支援を行います。相談支援包括化推進員による、関係機関との連携や調整機能が強化され、支援機関と連携した伴走型の相談支援を行います。今後、地域課題の二一ズの掘り起こしを行い、社会資源を活用した支援や居場所の提供など、より充実した共生社会の実現に向けて体制を強化します。

◆障害者相談支援事業（相談対応、地域自立支援協議会の設置）

障がいのある人が福祉サービスを利用するため、情報提供や計画の作成、サービス調整など、福祉や生活支援等に関する相談支援を行います。

◆相談支援機能強化事業（専門的職員による困難ケース等への対応）

幅広い相談内容に対応するため専門的な知識を有する職員を配置し、一般的な相談に加えて特に困難なケースに対する支援を強化し問題を解決します。

◆身体・知的障がい者相談員の設置

障がいに対する知識や豊富な経験を持つ市民に、相談員としての活動を委嘱し、地域目線での相談や、身近な問題を解決します。

◆鹿角市障がい者自立支援協議会（地域自立支援協議会）の運営

障がいのある人などを支える関係機関を中心としたネットワークを構築し、地域の障がい福祉に関する連携を円滑に行うため、定期的な協議の場を設置し、問題を解決します。

◆民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員による情報提供や訪問、見守り活動などについて関係機関との連携により、障がいのある人への身近な相談支援を実施します。

◆基幹相談支援センターの運営（地域生活支援拠点の運営）

鹿角市障がい者総合サポートセンターを拠点とした相談支援体制を構築し、各相談支援事業所の資質向上や、困難ケースの解決に向けた連携強化を図ります。また、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を強化し、より充実した相談支援を行います。

◆生活困窮者自立支援事業

就労や生活の自立に向けた包括的な相談支援プランを作成し、他法制度の利用など総合的な相談支援を行います。

◆若者等相談支援事業

ひきこもり問題の解決に向けた専門員による個別相談会を開催します。また、家族や地域の方に対する支援を促進するための講演会を開催します。その他、週に1度のイベント開催や、平日の居場所として多世代交流スペース*を開放しています。

◆乳幼児健診

生後1カ月、3～4カ月、12カ月、1歳6カ月、3歳児の発育・発達の確認等を実施し、疾病の早期発見と月齢に合わせた保健指導を行います。

◆5歳児すくすく健康相談事業

5歳児を対象に成長の確認を行うことで、発達障がい*の早期発見、早期支援を図ります。また、保護者に対する学習会や講演会を通じ、子育てへの不安を減らし、発達障がいへの理解を深めます。

◆養育支援訪問事業

子育てに強い不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、養育に関する指導助言と、育児家事の支援を行います。

◆かつのこもれび相談事業

不登校やその傾向にある児童生徒が抱える問題について、学校、家庭相談員、医療関係者等が情報共有し、対応についてサポート体制を構築します。また、専門員による相談やカウンセリングを行います。

◆かつのこもれび教室運営事業

不登校傾向にある児童生徒に対し、学校復帰に向けた個別の学習指導や体験活動を行い、安心できる居場所を提供します。

2 意思決定支援の推進

すべての人が、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指すうえで、障がいのある人が、地域で元気に暮らすためには、福祉や保健、医療などの各種サービスを、それぞれの特性に応じて適切に提供されることと、そのサービスを自分で選択できることが大切です。

障がいの有無にとらわれることなく、自らの自由な意思決定によって、より豊かで充実した生活や社会参加の実現のため、意思表示をすることが困難な人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な支援を行います。

主 要 事 業

◆成年後見制度*利用支援事業

障がいなどが原因で、判断能力が著しく低下した人に対し、必要に応じて成年後見制度を活用することにより、権利擁護の推進を図ります。

◆成年後見制度法人後見事業

成年後見制度において、より質の高い権利擁護を図るため、法人による支援を行います。

◆成年後見支援センター運営事業

成年後見を必要とする人に対し、適切な対応を実施するため、行政や、地域の幅広い関係機関を含めた連携体制の整備を行います。成年後見制度の相談対応や広報活動など権利擁護を進めます。

3 意思疎通支援の充実

地域で豊かに自立した生活を送るためには、必要とするさまざまな情報を入手し、そして発信することが大切です。

通信技術等の発展により、情報の発信や収集が容易となりました。また、さまざまな障がいを補助するための各種ツールの開発も進められているほか、電子メールなど、コミュニケーションの手段も変化しております。

しかし、これらの新しい技術は、障がいの種類や程度により、享受できる人が限定されるという課題があります。それぞれが希望する意思疎通の手段により、安心して生活することができるように、支援機器の給付や手話通訳者などの派遣による支援体制の充実を図ります。

主 要 事 業

◆声の広報発行事業

生活に必要な情報や、障がい福祉に関する情報を音声媒体でお知らせします。

◆聴覚障害者等意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある人に対し、障がいの種別や程度に応じ、手話通訳者等の派遣を実施し、円滑なコミュニケーションと情報の取得を確保します。

◆日常生活用具*給付等事業

点字タイプライターや音声時計、人工咽頭など情報の取得に必要な用具の購入を支援します。

◆NET119 緊急通報システム

スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。聴覚や言語障がいによって音声での会話が困難な人が、いつでも全国どこでも管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができます。

4 障害福祉サービスの充実と障がい福祉従事者の育成・確保

障がいのある人の自立した生活を推進するためには、一人ひとりの障がいの程度や特性に応じたきめ細かい福祉サービスの提供が求められます。そのため、サービスの質的・量的な充実や、提供体制の確保などが必要です。

しかしながら、サービス必要量の高まりに反して、障がい福祉事業を含む福祉分野全体では人材が不足しており、適切なサービス提供のための人材確保が喫緊の課題となっています。専門性と知見が求められる福祉従事者の育成・確保について、福祉人材確保法*に基づく新たな指針などを基に推進するとともに、身近な支援者である家族へのケアや負担軽減のための措置を講じます。

主 要 事 業

◆居宅介護事業

居宅において介護が必要な障がいのある人に対し、身体介護、家事援助、通院介護など訪問により生活に必要な介護を行い、自宅での生活を支援します。

◆重度訪問介護事業

日常生活全般に支援が必要な重度の肢体不自由がある人に対し、介護や外出支援など利用者の生活を総合的かつ継続的に支援します。

◆行動援護事業

行動障がいを伴う知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、安定した日中活動ができるよう身体介護も含めた外出中心のサービスを行います。

◆短期入所事業（ショートステイ）

介護者の病気などにより、介護を一時的に継続することが困難になった場合に、短期間で施設や病院において介護を行います。

◆生活介護事業

継続した日常生活介護を必要とする重い障がいのある人に対し、主に食事や入浴などの介護、創作や生産活動などの日中活動を支援します。

◆共同生活援助事業（グループホーム*）

共同生活を必要とする障がいのある人に対し、共同生活の場における日常生活の支援や、夜間休日の介護を実施します。

◆自立訓練事業

地域生活を営むうえで身体機能や生活能力の維持・向上などの必要がある障がいのある人に対し、一定期間、リハビリテーションなどの訓練を提供します。

◆訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の居宅において入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図り、自宅での生活を支援します。

◆日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、家族の就労支援、及び日常的に介護している家族などの一時的な休息を支援します。

◆地域活動支援センター*事業

居宅などから通い、日中における創作的活動や生産活動の機会に触れることにより、生活の訓練や社会との交流を促進し、生きがいの持てる日常生活が送れるよう支援します。

◆移動支援事業

障がいにより、屋外での移動に困難のある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。

◆特別障害者手当給付事業

自宅生活での負担軽減を図るため、重い障がいのある人に対し手当を給付します。

◆補装具給付等事業

身体障害者手帳の所持者に対し、義手や義足などの身体の一部を補うものや、歩行器、車いすなどの身体機能を補うために必要な用具の購入を支援します。

◆日常生活用具給付等事業

障害者手帳所持者のうち、障がいの程度が重い人などに対し、日常生活をより快適に過ごすことができるように、必要な用具の購入を支援します。

◆精神障がい者等ナイトサービス事業

精神障がいのある人の夜間における活動の場を提供し、生活訓練や相談などに対応することにより、心のケアを行うとともに、就労等により夜間のサポートが必要な家族の負担軽減を支援します。

◆自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得費や、車輛への特殊改造に要する費用を助成し、社会参加や就労意欲の向上を図ります。

◆福祉医療給付事業

乳幼児及び小中学生、高校生世代、ひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者及び重度心身障がい児者に対し、医療費の自己負担の一部または全部を助成し、安心と暮らしやすさの向上を図ります。（令和4年8月から対象者の見直しを行う予定）

◆精神ボランティア活動支援事業

精神保健ボランティアの会が行う各種イベント、教室の開催などによる社会参加促進事業やボランティア養成講座などの人材養成事業に対する活動を支援し、精神障がいのある人の活動場所の確保と日常生活の充実を図ります。

◆手話奉仕員養成講座

手話に親しむ機会を設け、手話をより身近なコミュニケーションツールとして理解してもらえるよう養成講座を開催します。講座は入門編と基礎編に分かれ、それぞれ20回程度の講座を実施します。手話通訳員として活動できる人材の育成とともに聴覚障がいのある人などに対するコミュニケーション技術の向上を図ります。

◆障害者サポーター養成講座

障がいのある人への配慮や手助けを行うことのできる人を養成するための講座を開催し、障がい福祉の向上を図ります。

本市における障害福祉サービスの状況

障害福祉 サービス	年間支出額[円]			年間延べ利用人数[人]		
	H29 年度	30 年度	R1 年度	H29 年度	30 年度	R1 年度
居宅介護	15,335,279	16,798,379	17,544,081	346	379	382
重度訪問介護	20,400,360	22,971,000	18,915,170	71	72	62
同行援護	1,238,550	1,353,262	1,752,779	55	53	60
行動援護	250,030	88,500	202,510	13	9	11
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
短期入所	17,927,584	14,734,878	21,459,420	187	196	213
療養介護	20,845,240	20,892,460	21,027,760	84	84	84
生活介護	292,382,668	318,396,979	328,705,005	1,536	1,641	1,661
施設入所支援	101,252,875	110,059,235	112,565,868	846	875	871
共同生活援助	92,780,651	98,415,980	101,395,457	759	796	811
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	172,730	3,110,960	5,010,780	2	25	37
宿泊型自立訓練	1,303,480	2,551,130	3,758,550	17	29	40
就労移行支援	356,600	0	12,280	2	0	1
就労定着支援	0	0	32,700	0	0	1
就労継続支援(A 型)	0	1,498,610	1,513,550	0	10	10
就労継続支援(B 型)	146,638,530	154,509,324	163,009,381	1,164	1,214	1,295
特定障害者特別給付費 (施設食費・GH家賃)	19,336,978	20,576,895	20,340,996	1,503	1,573	1,575
地域移行支援	0	145,160	0	0	6	0
地域定着支援	0	74,650	92,250	0	19	24
計画相談支援	10,085,116	9,845,896	12,153,848	603	596	737
高額障害福祉サービス 等給付費	385,049	450,618	431,687	72	82	85
合計	740,691,720	796,473,916	829,924,072	7,260	7,659	7,960

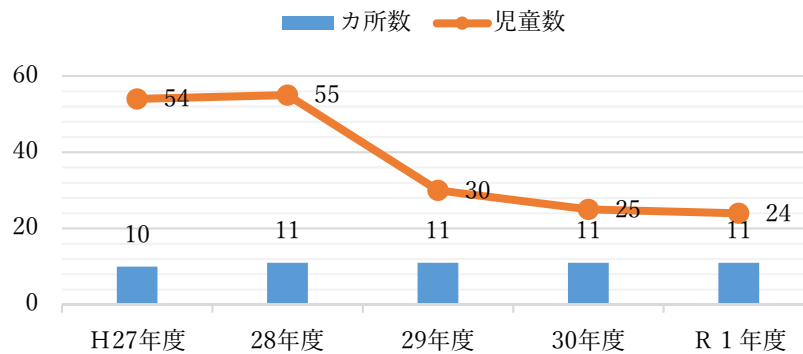
(資料：福祉総務課)

5 障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもやその家族の生活には、子どもの成長や状況に応じて一貫した支援が行われる必要があります。そのため、妊娠、出産から子育てまでのサポートを切れ目なく受けられるよう、発達期における相談支援の充実や児童発達支援事業の提供体制を強化します。

また、発達障がいを含む障がいの重度化・複雑化や多様化などを踏まえ、児童発達支援等の専門的機能を強化するとともに、障がい児相談支援や保育所等訪問支援などを一元化し、ワンストップ*で支援が受けられるよう福祉型児童発達支援センター*の整備を行います。

本市における障がい児保育の実施状況推移 [単位：人、カ所]



※児童数は、特別児童扶養手当支給対象児童数

(資料：厚生労働省)

※カ所数は、民間施設を含む

(資料：福祉総務課)

主要事業

◆家庭児童相談室運営事業

家庭相談員を配置し、障がいのある児童生徒及びその保護者等の相談に応じ、必要な情報提供や適切な助言を行います。

◆巡回相談

心と体の発達の遅れが心配される乳幼児、児童の相談を実施し、経過観察を行うとともに、事後指導には保健師が対応します。

◆乳幼児健診（再掲）

生後1カ月、3～4カ月、12カ月、1歳6カ月、3歳児の発育・発達の確認等を実施し、疾病の早期発見と月齢に合わせた保健指導を行います。

◆新生児聴覚検査

出生後1週間以内を目途に聴覚検査を行い、聴覚障がいの早期発見に努めます。

◆難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

◆未熟児養育医療

身体の発達が未熟なまま出生し、入院を必要とする乳児に適切な医療を提供し、健やかに発育、発達できるように支援します。

◆児童発達支援事業

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

◆放課後デイサービス事業

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

◆保育所等訪問支援事業

保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

◆障害児等療育支援事業

重症心身障がい、知的障がい、身体障がいがある子どもの地域生活を支えるため、訪問支援や外来支援など療育指導を行い、在宅障がい児の福祉の向上を図ります。

◆親子教室事業

発達に遅れがみられる子どもとその保護者に対し、日常生活における基本動作や養育技術等の指導を行います。

◆障害児保育事業

専任の保育士を配置し、集団の中で保育することで発達の促進を図ります。

◆重症心身障害児通園事業

在宅の障がいのある子どもが通園し、さまざまなプログラムによる運動機能の発達や低下防止、余暇支援などを行い、生活に必要な訓練と意欲の向上を図ります。

◆すこやか療育支援事業

障がい児通所支援事業の利用に伴う子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、生活基盤の弱い世帯が安心して療育を行うことができる環境を整えます。

◆障害児福祉手当給付事業

在宅生活における世帯の負担軽減を図るため、重度の障がいのある子どもに対して手当を給付します。

◆特別児童扶養手当給付事業

心身に障がいを持つ 20 歳未満の児童を養育する保護者に対して手当を給付し、世帯の負担を軽減します。

◆秋田県発達障害者支援センターの利用促進

秋田県立医療療育センターにおける発達障害者支援部門（ふきのとう秋田）との連携により総合的な利用を促進します。

◆かつのこもれび相談事業（再掲）

不登校やその傾向にある児童生徒が抱える問題について、学校、家庭相談員、医療関係者等が情報共有し対応についてサポート体制を構築します。また、専門員による相談やカウンセリングを行います。

◆かつのこもれび教室運営事業（再掲）

不登校傾向にある児童生徒に対し、学校復帰に向けた個別の学習指導や体験活動を行い、安心できる居場所を提供します。

◆福祉医療給付事業（再掲）

乳幼児及び小中学生、高校生世代、ひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者及び重度心身障がい児者に対し、医療費の自己負担の一部または全部を助成し、安心と暮らしやすさの向上を図ります。（令和4年8月から対象者の見直しを行う予定）

◆日中一時支援事業（再掲）

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、家族の就労支援、及び日常的に介護している家族などの一時的な休息を支援します。

◆児童発達支援センターの設置

障がい児とその家族などに対する相談や療育支援などを総合的に行うため、地域の中核的な療育施設として体制を整備します。

◆ペアレント・トレーニングの実施

子育てに不安を感じている家族や発達障がいのある子どもを持つ家族に対し、子育てに前向きな気持ちで向き合える方法を学ぶプログラムやケアの方法などを提示し段階的に支援します。

6 施設による支援の充実

障がいのある人の自立した生活には、機能を回復するための支援、技術を身につけるための支援、共同生活をするための支援などが必要であり、障がい者施設は、各種サービスを提供する拠点として重要な位置付けとなっています。

しかし、さまざまな事情により自宅で生活することが困難な障がいのある人が、入所している施設の中には、入所者の高齢化や施設の老朽化など、施設運営における課題も増えています。

本市では、施設入所による支援の確保はもとより、施設を退所し、地域生活への移行を希望する人への居住場所の確保について、障がいのある人の意思を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施と、ニーズに合わせた施設整備を促進します。

主 要 事 業

◆施設入所支援事業

障がい者施設において、生活介護や就労継続支援などの日中のサービスを利用している人に対し、主に夜間の介護サービスを実施します。

◆生活介護事業（再掲）

継続した日常生活介護を必要とする重い障がいのある人に対し、主に昼間の食事や入浴などの介護、創作や生産活動などの日中活動の支援を行います。

◆療養介護事業

長期間の医療ケアが必要な重い障がいのある人に対し、主に日中の機能訓練や生活介護、相談支援サービスを実施します。

第2章 保健・医療の推進

1 精神保健・医療の適切な提供等

生活様式が複雑化している現代社会において、学校、家庭、職場などでのストレスが増大し、神経症やうつ病、依存症やひきこもりなどさまざまな形で心の健康を失う人が増加しています。

精神疾患については適切な治療や支援により症状の安定や軽減が期待できることから、住み慣れた地域で充実した生活を送れるように、関係機関との連携による相談支援の体制を強化します。

また、ひきこもりについては、8050問題*などが全国的に深刻な問題となっており、現在行っている相談支援に加え、地域に出向く訪問支援など、さらなる支援を行います。

主要事業

◆障害者相談支援事業（再掲）

障がいのある人が福祉サービスを利用するため、情報提供や計画の作成、サービス調整など、福祉や生活支援等に関する相談支援を行います。

◆相談支援機能強化事業（再掲）

幅広い相談内容に対応するため専門的な知識を有する職員を配置し、一般的な相談に加えて特に困難なケースに対する支援を強化し問題を解決します。

◆鹿角市自立支援協議会（地域自立支援協議会）の運営（再掲）

障がいのある人などを支える関係機関を中心としたネットワークを構築し、地域の障がい福祉に関するシステムづくりを円滑に行うため、定期的な協議の場を設置し、問題を解決します。

◆基幹相談支援センターの運営（地域生活支援拠点の運営・再掲）

鹿角市障がい者総合サポートセンターを拠点とした相談支援体制を構築し、各相談支援事業所の資質向上や、困難ケースの解決に向けた連携強化を図ります。また、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を強化し、より充実した相談支援を行います。

◆若者等相談支援事業（再掲）

ひきこもり問題の解決に向けた専門員による個別相談会を開催します。また、家族や地域の方に対する支援を促進するための講演会を開催します。その他、週に1度のイベント開催や、平日の居場所として多世代交流スペースを開放しています。

◆全世代型包括的支援事業（再掲）

複合化・複雑化した生活課題に対応するため、「全世代型包括支援窓口」を設置し包括的な支援を行います。相談支援包括化推進員による、関係機関との連携や調整機能が強化され、支援機関と連携した伴走型の相談支援を行います。今後、地域課題の二一ズの掘り起こしを行い、社会資源を活用した支援や居場所の提供など、より充実した共生社会の実現に向けて体制を強化します。

◆精神障がい者等ナイトサービス事業（再掲）

精神障がいのある人の夜間における活動の場を提供し、生活訓練や相談などに対応することにより、心のケアを行うとともに、就労等により夜間のサポートが必要な家族の負担を軽減します。

◆精神ボランティア活動支援事業（再掲）

精神保健ボランティアの会が行う各種イベント、教室の開催などによる社会参加促進事業やボランティア養成講座などの人材養成事業に対する活動を支援し、精神障がいのある人の活動場所の確保と日常生活の充実を図ります。

◆こころの健康づくり推進事業

こころの病に関する街頭キャンペーンや講座、研修会などのイベントを実施し、相談窓口を周知するとともに、病気に対する理解と予防対策について参加者と一体になった事業を展開します。また、専門職によるこころの個別相談を随時開催し、必要な支援を行います。

◆アディクション*相談事業

アルコールやギャンブルなど依存症問題を抱える本人や家族への相談支援を行います。

◆かつのこもれび相談事業（再掲）

不登校やその傾向にある児童生徒が抱える問題について、学校、家庭相談員、医療関係者等が情報共有し対応についてサポート体制を構築します。また、専門員による相談やカウンセリングを行います。

◆かつのこもれび教室運営事業（再掲）

不登校傾向にある児童生徒に対し、学校復帰に向けた個別の学習指導や体験活動を行い、安心できる居場所を提供します。

2 保健・医療の充実と医療従事者の育成・確保

障がいのある人が、地域において健康の保持・推進を図るため、必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がいに起因した合併症や高齢化等による障がいの重度化の予防等を行います。

あわせて、地域において健康相談等を行う職員の資質の向上を図り、必要な情報提供が速やかに行われるよう保健・医療・福祉分野の連携強化を図るとともに、医師や看護職員等の育成・確保により、質の高い医療体制を構築します。

主 要 事 業

◆医師確保対策事業

（岩手医科大学寄附講座設置事業・医師修学資金貸与事業・かつの厚生病院支援事業）

岩手医科大学に地域医療推進学講座を設置し、鹿角地域における医療連携支援の在り方とシステム構築に関する研究を行うとともに、地域医療の向上と市民の健康増進を図ります。また、医師として地元就職した際は返済不要となる医師修学資金の貸与制度により、地域の医師確保を行います。

◆あんしん医療連携事業（在宅当番医・在宅当番薬局・テレフォン病院24）

休日または夜間における第一次救急医療体制を確保します。また、医師・臨床心理士・看護師・保健師等の専門職が年中無休・24時間、電話にて対応する、健康・医療に関する相談支援を行います。

◆NET119 緊急通報システム（再掲）

スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。聴覚や言語障がいによって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこでも管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができます。

◆医療機関開設資金支援事業

市外からの診療所開設者に対し、診療所の建築費用及び看護師等の雇用等に対し助成し、本市内における医療体制を拡充します。

◆自立支援医療（精神通院）事業

精神疾患の治療にかかる医療費の負担軽減を図り、安定した生活と病気の治療を支援します。

◆福祉医療給付事業（再掲）

乳幼児及び小中学生、高校生世代、ひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者及び重度心身障がい児者に対し、医療費の自己負担の一部または全部を助成し、安心と暮らしやすさの向上を図ります。（令和4年8月から対象者の見直しを行う予定）

◆児童発達支援センターの設置（再掲）

障がい児とその家族などに対する相談や療育支援などを総合的に行うため、地域の中核的な療育施設として体制を整備します。

◆在宅医療・介護連携推進事業（多職種連携を進める会）

地域の医療・介護関係事業者等による会議や研修会を実施し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築と連携を図ります。

3 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

障がいの予防や軽減を図るためには、疾病や障がいを早期に発見し適切な治療や支援につなげることが重要です。そのため、妊娠・出産期をはじめ、幼児期から高齢期まで、各種健康診査や保健指導を通し、健康づくりへの意識向上に取り組む必要があります。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の展開と、正しい健康情報の提供体制を構築します。

主 要 事 業

◆自立支援医療（更生医療）事業

医療行為によって障がいそのものを除去し、あるいは程度を軽減させる治療に対して利用者の費用負担を軽減し、日常生活力の回復を図ります。

◆各種健（検）診推進事業

定期的に特定健康診査*やがん検診などを受けることは、疾病の早期発見・早期治療につながります。受診勧奨・無料クーポン券の発行などにより、各種健（検）診の受診率向上を図ります。

◆健康づくり推進事業

出前講座（脳卒中にNO！）、健康アップ名人講座*、ナトカリ2.0作戦*等を展開し、市民の健康づくりに関する意識の醸成を図ります。

◆母子保健包括支援事業

母子健康手帳の交付・妊婦健康診査*・乳児家庭全戸訪問事業など出産・子育てにおけるサポートを行います。また乳幼児健診を実施し、月齢に合わせた保健指導を行います。

◆5歳児すくすく健康相談事業（再掲）

5歳児を対象に成長の確認を行うことで、発達障がいの早期発見、早期支援を図ります。また、保護者に対する学習会や講演会を通じ、子育てへの不安を減らし、発達障がいへの理解を深めます。

◆人間ドック等健診事業

人間ドック・脳ドック助成により、本市において死亡率の高い脳血管疾患をはじめとする生活習慣病の早期発見、早期治療を図ります。

◆特定保健指導の実施

生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防と健康的な生活を維持できるよう必要な支援を行います。

◆こころの健康づくり推進事業（再掲）

こころの病に関する街頭キャンペーンや講座、研修会などのイベントを実施し、相談窓口を周知するとともに、病気に対する理解と予防対策について参加者と一体となった事業を展開します。また、専門職によるこころの個別相談を随時開催し、必要な支援を行います。

◆親子教室事業（再掲）

発達に遅れがみられる子どもとその保護者に対し、日常生活における基本動作や養育技術等の指導を行います。

第3章 雇用・就業、経済的自立の支援

1 障がい特性に応じた就労支援

障がいのある人の就労が円滑に行われるためには、就業に必要な訓練や相談支援が重要となります。

雇用機会の拡大と定着を図るために、公共職業安定所（ハローワーク）や県北を活動範囲としている障害者就業・生活支援センター等と連携し、雇用や就労支援への積極的な協力を要請し障がいのある人の就労支援を行います。

主 要 事 業

◆就労移行支援事業

一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人に対し、就労に必要な知識や能力の向上、企業等とのマッチングを図ります。

◆就労継続支援（A型）事業

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人に対し、契約に定める就労機会の提供や、一般企業の雇用に向けた支援を実施します。

◆就労継続支援（B型）事業

就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識および能力の向上が期待される障がいのある人に対し、一定の水準に基づく継続した就労機会の提供や、就業訓練の実施、雇用形態への移行支援を行います。

◆秋田県北障害者就業・生活支援センターとの連携

併設施設や提携施設の作業を通じ、就業に必要な基礎訓練や準備訓練、職場実習を行い、障がいのある人の雇用・就労を総合的にサポートします。

◆公共職業安定所（ハローワーク）との連携

鹿角市雇用対策協定*に基づき、就職や就業継続に関する相談対応や支援を行うほか、商工団体等に対し、障がい者雇用の促進に向けた要請を行います。

◆生活困窮者自立支援事業（再掲）

就労や生活の自立に向けた包括的な相談支援プランを作成し、他法制度の利用など総合的な相談支援を行います。

2 多様な就業機会の確保

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、周囲の理解が必要であるとともに就労の機会を得ることが重要です。

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、物品やサービスの優先調達など多様な就業機会を確保します。

主 要 事 業

◆公共職業安定所（ハローワーク）との連携（再掲）

鹿角市雇用対策協定に基づき、就職や就業継続に関する相談対応や支援を行うほか、商工団体等に対し、障がい者雇用の促進に向けた要請を行います。

◆優先調達の推進

障がい者就労施設等が供給する物品や役務を、市等が需要の増進を図りながら優先的に調達することにより、障がいのある人の自立を促進します。

◆農福連携の推進

人材の不足と高齢化が進む農業分野と就業機会の確保を求める福祉分野の連携により得られる効果を検証し、課題の解決のための支援を検討します。

第4章 教育の振興

1 インクルーシブ教育*システムの推進

障がいなどによりハンディキャップのある子どもが、合理的配慮の提供により共に教育を受けることができる取り組みが進められており、障がいの有無を問わず、成長に応じた適切な教育を受けられる環境の整備が求められます。

学校卒業後を含むその一生を通じて、地域の一員として豊かな生活をおくることができるよう、子どもに対する配慮や学びの場を提供します。

また、乳幼児期や就学前における健診等、適切な支援を提供するため、教育に関する相談や子育てに対する相談支援体制の充実を図ります。

主 要 事 業

◆家庭児童相談室運営事業（再掲）

家庭児童相談員を配置し、障がいをもった児童生徒及びその保護者等の相談に応じ、必要な情報提供や適切な助言を行います。

◆巡回相談（再掲）

心と体の発達の遅れが心配される乳幼児、児童の相談を実施し、経過観察を行うとともに、事後指導には保健師が対応します。

◆障害児保育事業（再掲）

障がいの程度に対応した保育を実施することにより、今後の適切で一貫した療育支援へつながるよう支援します。

◆5歳児すくすく健康相談事業（再掲）

5歳児を対象に成長の確認を行うことで、発達障がいの早期発見、早期支援を図ります。また、保護者に対する学習会や講演会を通じ、子育てへの不安を減らし、発達障がいへの理解を深めます。

◆教育支援委員会

心身に障がいがあると思われる未就学児童に対し、適正な就学ができるように関係機関と連絡を密にし、実態の調査を行うとともに就学に関する調整と指導を進めます。

◆特別支援教育コーディネーター*との連携

学校生活等に困難を抱える児童・生徒に対し、公平な教育機会を確保するため、特別支援教育コーディネーターとの連携により、障がいの特性に応じた支援を実施する環境を整備します。

◆特別支援教育支援員配置事業

各小・中学校の通常学級において、個別の支援が必要な児童・生徒に対し、学校生活における介助や学習支援などの人的補助のほか、周囲の児童・生徒へ障がい理解の促進を行います。

◆秋田県発達障害者支援センターの利用促進（再掲）

秋田県立医療療育センターにおける発達障害者支援部門（ふきのとう秋田）との連携により障がい児の総合的な利用促進を図ります。

◆生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）

家庭の事情などにより学習機会に恵まれない児童生徒を対象とした教室を開催し、学習に関する支援と生活指導を行います。

2 教育環境の整備

インクルーシブ教育が推進される中で、誰もが必要とする教育を受けることができる体制整備の実現を目指します。オンライン学習やデジタル教材など新たな技術の導入や、学校施設のバリアフリー*化、市立図書館における読書環境の整備など、教育を含む専門機関との連携・調整により、自らの可能性を追求できる環境を整え、最善の教育体制が選択できるよう支援します。

主 要 事 業

◆「かつののりんごの棚*」の充実

読書が難しい人向けに読みやすく工夫された本を集めた専用コーナー「かつののりんごの棚」を設置し、誰でも読書が楽しめる環境を整備します。

第5章 文化芸術活動・スポーツ等の振興

1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の 充実に向けた社会環境の整備

障がいのある人が、文化芸術活動や余暇・レクリエーション活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、すべての人が障がいの理解と認識を深めることで、障がいのある人の生きがいの創造や社会参加への意欲につながります。これらの活動へ参加する機会を設けることと、参加する意欲を高めることが充実した生活を送るうえで重要です。

主 要 事 業

◆体験型講座の開催

車いす体験やパラリンピック競技体験などの誰もが参加しやすい体験型講座を実施することで、障がいに対する意識と理解の向上を図ります。

◆作品の発表機会の提供

障がいのある人が製作した作品の発表機会の提供や展示等のイベント開催を支援し、社会との交流や文化的な活動を促進します。

◆鹿角市福祉プラザ祭りの開催支援

福祉施設の拠点としての役割を担う鹿角市福祉プラザにおいて、障がい者センターにおける事業の内容や障がいのある人の創作活動など、イベントを通して広く市民に紹介し、障がいに対する理解の向上を図ります。

◆（仮称）かづの健康福祉広場の開催支援

子どもから高齢者まですべての市民がふれあい、障がいに対する理解と福祉のまちづくりにかかわる参加、体験の機会となる「かづの健康福祉広場」を開催し、より多くの市民の交流と相互理解を深め、社会参加の促進を図ります。

2 スポーツに親しめる環境の整備・

パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進

障がいのある人がスポーツ活動を行うことで、体力の維持・向上、交流機会の確保、余暇の充実等を図るためには、スポーツ活動への参加の機会や、環境の充実が必要となります。

スポーツ大会への参加支援や、パラリンピック採火式事業を通じて、障がい者スポーツの普及啓発に努め、障がいのある人のスポーツ活動に対する意欲の向上を図ります。

主 要 事 業

◆障がい者スポーツ大会への参加

障がい者スポーツ大会の開催を支援するとともに、大会に選手を派遣するなど、普及と振興に努めます。

◆スポーツ施設等のバリアフリー化

障がいのある人がそれぞれの障がいに応じたスポーツや文化活動に親しみやすくするために、スポーツ施設等のバリアフリー化を推進します。

◆東京2020パラリンピック採火式開催事業

比内支援学校かつの校の児童生徒と協力し、縄文の火おこし器にて採火した火を東京パラリンピックへ届けます。

第6章 安全・安心な生活環境の整備

1 住宅の確保

障がいのある人にとって、それぞれの地域で安全に安心して暮らしていくためには、住宅の環境整備が大切です。移動を容易にするためのバリアフリー化や介助・補助に必要な手すりの設置など、日常生活を安全で快適に送るための改修費用の助成制度や貸付制度の利用を促進します。

主 要 事 業

◆障害者住宅改造費助成事業

住宅の段差解消や手すりの取り付けなど、住宅設備の一部改修が必要な重度の身体障がいのある人に対し、改修工事費の助成を行い、住環境の改善と自宅での安心できる生活を支援します。

◆障害者住宅整備資金貸付事業

住宅のバリアフリー改修や増築、改造を必要とする障がいのある人や家族に対して、必要な改修工事費などの貸付けを行い、住環境の改善を支援します。

◆福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人に対し、居室その他の設備について低額な料金で利用できるよう支援し、地域での生活を促進します。

2 移動しやすい環境の整備

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、地域の交通事情に応じた交通施策による移動手段の確保と、公共交通機関等のバリアフリーなどによる環境整備が重要です。

国や交通機関の支援制度として、運賃や、有料道路通行料金の割引などがあり、障がいのある人の日常生活や社会参加を促進するために、引き続き制度の周知や利用の支援を行います。また、障がいのある人の外出支援として、各種障害福祉サービスやタクシー利用の助成、人工透析患者への通院交通費助成などの移動にかかる支援の継続を図ります。

主 要 事 業

◆高齢者生活支援事業

おおむね 65 歳以上の単身及び高齢者世帯で日常生活上の援助が必要な人に対し、家周りの手入れ、間口除雪等のサービスを利用したときの費用の一部を助成します。

◆高齢者住宅等除排雪支援事業

自力で除排雪が困難な 70 歳以上の高齢者のみの世帯もしくは、重度身体障がい者等のみで構成されている世帯に対し、雪下ろし、除排雪にかかる費用の一部を助成します。

◆市道整備事業

利用者の通行の安全を確保するため、舗装や側溝など道路施設の整備や補修を進めます。

◆福祉タクシー事業

場所や時間など自由度が高い交通手段であるタクシーの利用に対して、重度障がい者を対象に福祉タクシー券を交付し、利用に要する費用の軽減を図ります。

◆移動支援事業（再掲）

障がいにより、屋外での移動に困難のある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。

◆同行援護事業

重度の視覚障がいのある人に対し、自立支援給付による個別給付を行います。

◆人工透析通院交通費助成事業

市内に在住の人工透析患者の通院交通費の一部を助成することにより、通院に要する費用の軽減を図ります。

◆地域公共交通維持確保対策事業

生活バス路線等の運行支援を行うことで市民生活に欠かせない公共交通を維持・確保します。

3 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

公共空間の整備にあたっては「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」等に基づき、可能な限りバリアフリーやユニバーサルデザイン*に配慮してきました。

バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に向けた取り組みは、公共建築物である道路や公園、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場などに取り入れられており、今後も障がい者に配慮したまちづくりの推進を図ります。

主 要 事 業

◆公共施設のバリアフリー化

玄関や出入口のスロープ、点字・誘導ブロックや手すり、自動ドア、エレベーター、トイレ、駐車スペースの確保や段差解消など、障がいのある人にやさしい環境づくりに努めます。

◆障害者等用駐車区画利用制度

公共施設や商業施設などに設置されている障がい者等駐車区画の利用証を発行します。

第7章 防災・防犯等の推進

1 防災対策の推進

緊急時における通報支援や、災害等の迅速な情報提供により、障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活することができる体制整備を推進します。

移動等に不安を抱える人や移動が困難な人に対する避難支援を行うとともに、特別な配慮がされた福祉避難所の確保により、障がいの特性に即した福祉・医療サービス提供体制の充実を図ります。

主 要 事 業

◆避難行動要支援者情報整備事業

災害時に支援を要する一人暮らしなどの障がいのある人に対して、有事の際の救助活動を迅速に対応できるよう情報などを整備し、防災、救援体制システムの構築を行います。

◆自主防災組織の推進

緊急な事故や大災害時には、近所や自治会での援助が最も重要であるため、自治会単位など地域住民で組織される自主防災組織の設立、運営を支援します。

◆福祉避難所の開設

災害時、指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保し、通常の指定避難所等では避難生活に困難が生じる要支援者、または、障がいの程度の重い方など、より専門性の高い支援を必要とする要支援者を対象とした避難所を開設します。

◆防災ラジオの配布

コミュニティFMを活用し、災害に係る緊急情報を発信するシステムの整備とあわせ、自動で起動する防災ラジオを、避難行動要支援者及び要支援者を支援する自治会長、民生委員・児童委員などへ無償配布します。また、一般世帯や事業所等の希望する方へ有償で提供します。

◆ボランティア活動支援事業

災害時などにおいて、支援を必要とする人に対し、迅速な支援活動を実施するとともに、その心構えやスキルアップのための研修を実施します。

◆見守り電話等導入事業

在宅で生活をしている高齢者の見守りや緊急時に対応できる「見守り電話」を購入する際に、その購入費用の一部を助成します。対象は65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の高齢者のみ世帯（※障害者手帳を所持している65歳未満の人と暮らしている場合を含む）。

◆日常生活用具給付等事業（再掲）

火災発生の感知、避難が困難な障がいのある人に対し、火災警報器や自動消火器など災害の備えに必要な生活用具の購入を支援します。

◆NET119 緊急通報システム（再掲）

スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。聴覚や言語障がいによって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこでも管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができます。

2 消費者トラブル等の防止及び被害からの救済

障がいのある人の中には、その障がいの種類や程度により、消費者被害や犯罪被害に巻き込まれやすい場合があります。

警察をはじめ各種関係団体と連携し、消費者トラブルや犯罪被害を未然に防ぐとともに、被害からの救済や回復のため、相談支援体制の強化を図ります。

主 要 事 業

◆成年後見制度利用支援事業（再掲）

障がいなどが原因で、判断能力が著しく低下した人に対し、必要に応じて成年後見制度を活用することにより、権利擁護の推進を図ります。

◆成年後見制度法人後見事業（再掲）

成年後見制度において、より質の高い権利擁護を図るため、法人による支援を行います。

◆見守りネットワーク

地域において、見守り活動を組織的に進めるため、鹿角市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉員等と連携し、制度やその役割を周知します。

◆通話録音装置貸出

65 歳以上の高齢者や過去に特殊詐欺等の被害を受けた人を対象に特殊詐欺被害を防止するため、固定電話での通話内容を録音できる装置を貸し出します。

◆総合相談事業（再掲）

人権擁護委員や行政相談委員による総合相談窓口を設けるほか、弁護士、司法書士による専門的な無料相談を実施し、市民福祉の向上を図ります。

◆生活困窮者自立支援事業（再掲）

就労や生活の自立に向けた包括的な相談支援プランを作成し、他法制度の利用など総合的な相談支援を行います。

◆消費者行政推進事業

専門員による消費生活相談を実施します。

◆全世代型包括的支援事業（再掲）

複合化・複雑化した生活課題に対応するため、「全世代型包括支援窓口」を設置し包括的な支援を行います。相談支援包括化推進員による、関係機関との連携や調整機能が強化され、支援機関と連携した伴走型の相談支援を行います。今後、地域課題の二ーズの掘り起こしを行い、社会資源を活用した支援や居場所の提供など、より充実した共生社会の実現に向けて体制を強化します。

◆法テラスとの連携（日本司法支援センター）

消費者トラブルや犯罪被害などにあった場合、その被害回復のために法制度を利用した総合的な支援を行います。

第8章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 障がい理由とする差別の解消

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法*、秋田県差別解消推進条例等の浸透を図るための普及・啓発活動などを通じ、障がい理由とする差別解消の取り組みを推進します。

主要事業

◆障がい者差別解消のための普及啓発

障がいのある人の差別解消の普及啓発を行うことにより、障がいのある人の社会的障壁の除去を促進します。

◆基幹相談支援センターの運営（地域生活支援拠点の運営・再掲）

相談支援事業の中心となる総合的な相談支援センターを設置し、各相談支援事業所の資質向上や、困難ケースの解決を図る等、相談支援体制の強化を図ります。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能も強化し、より充実した相談支援を行います。

◆ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

障がいや難病などが原因で、日常生活において援助を必要としている人に対し、周囲の方の配慮や支援を求めるための「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及啓発を行います。



2 権利擁護の推進、虐待の防止

誰もが、自己決定による自立した生活を送る権利を有しています。その中で、自らの意思決定に困難を抱える人に対し、権利擁護と自己決定の尊重のための適切な支援を行います。

また、障がいのある人の尊厳を侵害する行為を防ぐとともに、その被害救済を図るため、虐待の未然防止を目的とした普及啓発に加え、虐待事案への迅速で適切な対応をします。

主 要 事 業

◆障がい者虐待防止センターの運営

障がいがあるがゆえの虐待について、各関係機関との情報共有や連携により、虐待防止ネットワークの強化を図るとともに、虐待に関する相談支援や、虐待の早期発見、防止体制の構築に努めます。

◆成年後見制度利用支援事業（再掲）

障がいなどが原因で、判断能力が著しく低下した人に対し、必要に応じて成年後見制度を活用することにより、権利擁護の推進を図ります。

◆成年後見制度法人後見事業（再掲）

成年後見制度において、より質の高い権利擁護を図るため、法人による支援を行います。

◆総合相談事業（再掲）

人権擁護委員や行政相談委員による総合相談窓口を設けるほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士による専門的な無料相談を実施し、市民福祉の向上を図ります。

◆生活困窮者自立支援事業（再掲）

就労や生活の自立に向けた包括的な相談支援プランを作成し、他法制度の利用など総合的な相談支援を行います。

第9章 行政等における配慮の充実

1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

障害者差別解消法に基づく合理的な配慮を的確に行うために、窓口対応要領の周知やバリアフリーの推進など必要な環境整備を進めます。

また、障がいのある人が行政サービスを利用する場合、行政機関等の窓口等における社会的障壁を除去するため、それぞれの障がいの特性や、特性に応じた配慮を行うための理解促進に努めます。

主 要 事 業

◆障害者差別解消法に基づく対応要領による職員研修の実施

本市の職員向けの対応要領やガイドブックにより、行政機関の職員として、研修及び啓発を図り、障がいに対する理解を深め、障がいのある人に対する窓口等での配慮を行います。

◆公共施設の利用料等の減免のわかりやすい表示

障がいのある人が、公共施設等を利用する際に受けられる各種サービスについて、わかりやすい表示や案内を行います。

2 選挙等における配慮

投票時において、移動や利用に困難を抱える人に配慮した、投票所における投票環境の向上に努めます。また、選挙等に関する適切な情報提供により、自らの意思決定に基づく円滑な投票を支援します。

主 要 事 業

◆障がいのある人に配慮した投票環境の整備

移動に困難を抱える人に配慮した投票所のバリアフリー化や、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置を行います。また、代理投票や病院等における不在者投票などの適切な実施により、公正な投票機会を確保します。

◆選挙等に関する情報提供の充実

選挙情報の提供等において、点字、音声、拡大文字またはインターネット等を活用し、投票に関する意思決定を支援します。

第3部 計画の推進

1 計画の推進に向けて

★国・県との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度改正などが重要であることから、国や県との連携を緊密にしながら対応し、施策を的確に展開していきます。

★各種団体・民間企業等との共働

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるには、市のみならず、市民、各種団体、民間企業等の協力が不可欠であることから、相互に連携を強化しながら、本市が掲げる「共働」の理念のもと、計画を推進します。

計画の推進

★計画の進行管理

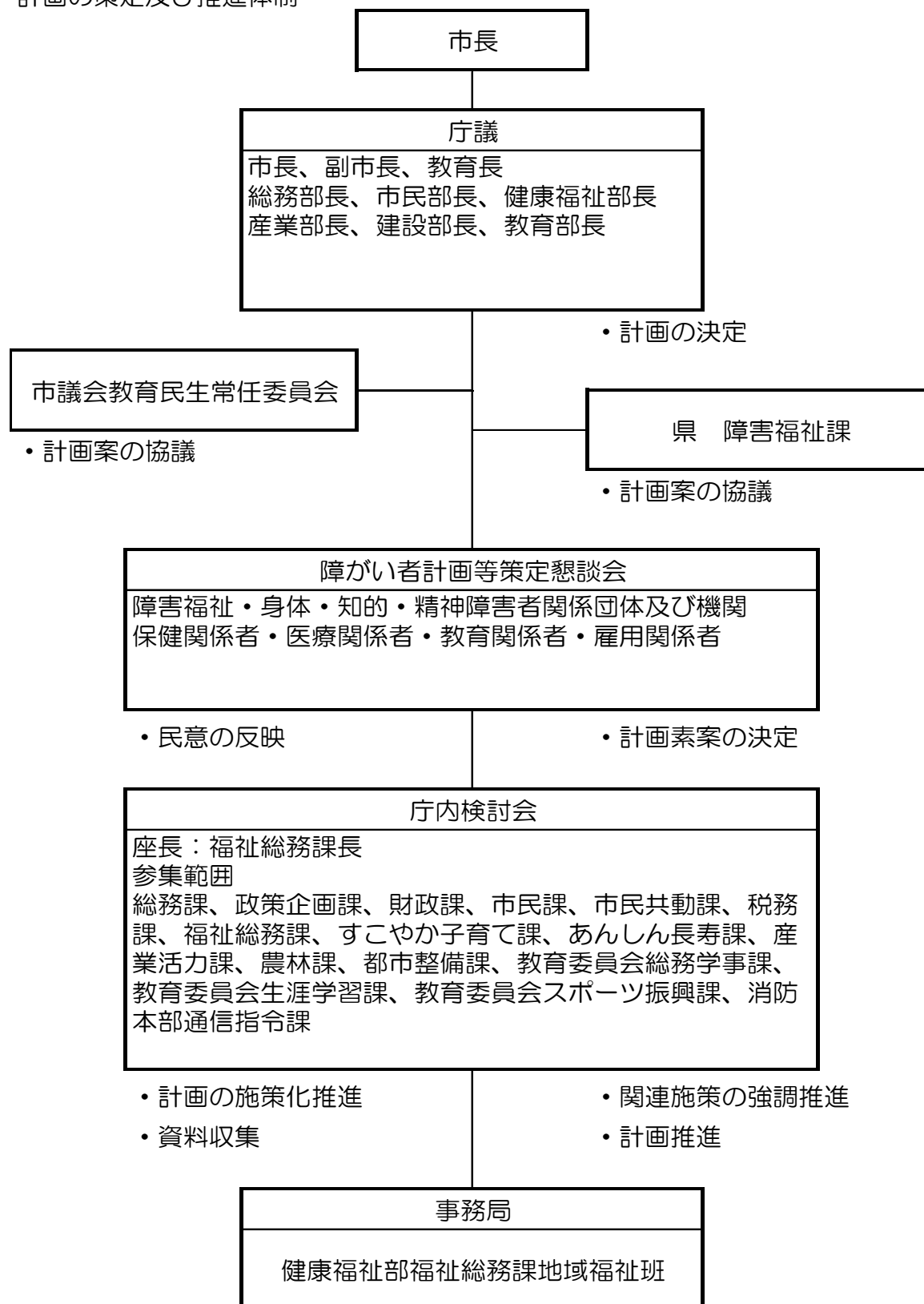
計画の進行管理については、市民や障がい福祉関係団体の意見、鹿角市自立支援協議会で挙げられた意見などを踏まえ、計画の効果や進捗よく状況などを確認しながら、適切に計画を進めます。

★推進体制の整備

計画の推進体制については、基本理念を実現するため、施策や事業の実施については、庁内関係各課の障がいに対する意識と連携を強化し、鹿角市障がい福祉計画やその他関連する市の計画との整合を図りながら、施策や事業を着実に推進します。

2 計画の策定及び推進体制

計画の策定及び推進体制



《 資 料 》

1 鹿角市障がい者計画等策定懇談会設置要綱

令和2年10月19日訓令第103号

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく鹿角市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく鹿角市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく鹿角市障がい児福祉計画を策定するため、鹿角市障がい者計画等策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定懇談会は、次の事項を所掌する。

- （1） 鹿角市障がい者計画、鹿角市障がい福祉計画及び鹿角市障がい児福祉計画の策定に関し必要な事項
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 策定懇談会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 策定懇談会は、障害者福祉に係る団体及び機関の代表、保健、医療、教育、雇用関係者等のうちから、市長が委嘱する委員13人以内の者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度末までとし再任を妨げない。ただし、委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 会長は、策定懇談会を招集し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聴くことができる。

（庁内検討会）

第6条 懇談会を補佐し、専門的な調査研究を行うための庁内組織として、庁内検討会（以下「検討会」という。）を置く。

- 2 検討会の座長は、福祉総務課長をもって充てる。
- 3 検討会は、別表に掲げる課の実務担当者で当該所属長から推薦された職員をもって構成する。

4 座長は検討会を招集し、会務を総理する。

(庶務)

第7条 策定懇談会及び検討会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年10月19日から施行する。

(経過措置)

2 鹿角市障害者計画の策定に関する要綱(平成22年10月1日訓令第75号)は、廃止する。

別 表(第6条関係)

総務課、政策企画課、財政課、市民課、市民共働課、税務課、福祉総務課、すこやか子育て課、あんしん長寿課、産業活力課、農林課、都市整備課、教育委員会総務学事課、教育委員会生涯学習課、教育委員会スポーツ振興課、消防本部通信指令課

2 鹿角市障がい者計画等策定懇談会名簿

区 分	氏 名	所属・職名
福 祉	成 田 喜 輝	鹿角市障がい者センター センター長
福 祉	板 橋 篤 志	障害者支援施設 鹿角苑 施設長
福 祉	菅 原 崇	鹿角市社会福祉協議会
福 祉	金 澤 澄 子	NPO法人 かづの活動センター出発の家 施設長
福 祉	西 文 雄	NPO法人 鹿角親交会 理事長
福 祉	海 沼 由 夫	NPO法人 青垣
福 祉	松 岡 隆 司	鹿角市身体障害者協会 会長
福 祉	青 山 武 夫	鹿角市民生児童委員協議会 会長
保 健	渡 部 進 雄	秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部 企画福祉課 調整・障害者班長
保 健	杉 江 由美子	鹿角地区保育協議会 副会長
医 療	嶋 田 理 恵	かづの厚生病院 医療福祉相談室
教 育	藤 田 泰 幸	秋田県立比内支援学校かづの校 進路指導主事
雇 用	堀 松 暢	鹿角公共職業安定所 就職促進指導官

3 鹿角市障がい者計画等庁内検討会名簿

氏 名	所属・職名
似 鳥 映	総務課 主幹兼行政班長
古 田 渡	政策企画課 政策監兼総合戦略室長
渡 部 裕 之	財政課 課長
児 玉 愛 子	市民課 主幹兼国保医療班長
石 木 田 慎	市民共動課 副主幹兼共動推進班長
舘 花 新 一	税務課 主幹兼課税班長
井 上 真	福祉総務課 政策監兼総務企画班長
成 田 文 子	すこやか子育て課 政策監兼こども家庭応援班長
阿 部 美沙子	あんしん長寿課 政策監兼高齢者支援班長
成 田 靖 浩	産業活力課 政策監兼商工・新エネ班長
佐 藤 寛	農林課 政策監兼構造改革推進班長
佐 藤 智 紀	都市整備課 政策監兼計画管理班長
成 田 勇 信	教育委員会総務学事課 学事指導管理監
村 木 芳	教育委員会生涯学習課 副主幹兼社会教育班長
田 原 智 明	教育委員会スポーツ振興課 主幹
小 笠 原 稔	消防本部通信指令課 課長

4 鹿角市障がい者計画等策定のプロセス

開 催 日	会議等の名称
令和2年 11 月 16 日	第 1 回障がい者計画等策定懇談会
令和2年 12 月 25 日	第 2 回障がい者計画等策定懇談会
令和3年 1 月 14 日	障がい者計画等庁内検討会
令和3年 1 月 29 日～ 令和3年 2 月 27 日	パブリックコメント（実績なし）
令和3年 3 月 8 日	第 3 回障がい者計画等策定懇談会
令和3年 3 月 1 6 日	庁議により計画決定

5 用語説明

(本文中、「*」で表示した用語などの説明)

【あ行】

●アディクション

依存、依存症。嗜癖（しへき）とも呼ばれ、物質嗜癖（アルコール・薬物等）、行動嗜癖（ギャンブル・買い物等）、関係嗜癖（恋愛依存・共依存等）に分類される。

●インクルーシブ教育

障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことを目的に、①障がいを理由に一般的な教育から排除されないこと、②自分が生活している地域で初等中等教育の機会が与えられること、③個々に必要な合理的な配慮が提供されることの3つが必要とされるという考え方。

【か行】

●鹿角市雇用対策協定

平成29年度から鹿角市と秋田労働局が締結している協定。両者が密に連携し、雇用に関する課題を克服するための取り組み。

●かつののりんごの棚

点字図書のほか、言葉を絵文字で表現したピクトグラムを配した本や、触ったり動かしたりして感覚的に楽しむ本などを設置し、読書に不自由を感じる人にも読書の喜びを提供する取り組み。花輪・十和田地区の市立図書館に設置。

●行政相談委員

行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱され、行政サービスに関する苦情や、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け、その解決のための助言や行政機関に対する通知などを行う。

●グループホーム（共同生活援助）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、介護等を行う障害福祉サービス。

●健康アップ名人講座

健康増進に関する市民への普及啓発の促進を図るため、専門職を健康アップ名人と定義づけ、講師の派遣を実施する。

【さ行】

●支援費制度

「措置制度」(県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた)に代わり、平成 15 年4月から平成 18 年4月まで運用されていた制度。障がいのある人自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する。

●児童発達支援センター（福祉型）

障がいのある子どもが、生活能力を向上させる訓練等の支援を受けられる場を提供するほか、家族に対する相談支援や、関係機関への助言などを行うことで、総合的なサポート体制をつくるための中核的な療育支援施設。

●障害者基本法

障がい者施策の基本原則とともに、施策全般における基本的事項を定めた法律。障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

●障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成 28 年4月より施行された。

●障がい者総合サポートセンター

鹿角市基幹型相談支援センター、鹿角市障がい者虐待防止センター、鹿角市地域活動支援センター、鹿角市障がい者自立支援協議会の運営を一体的に行う機関。

●障害者の権利に関する条約

障がいのある人の尊厳と権利を保障するための条約。社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

●自立支援医療（精神通院）

精神障がい者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるため、都道府県がその医療に関する費用を公費で負担する制度。

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、必要な福祉施策などを定めた法律。障害者自立支援法に代わり、平成25年4月から新たに施行された。「障害者総合支援法」と呼ばれる。

●成年後見制度

判断能力の不十分な人を保護するための民法上の制度。財産の管理や契約について、法律や福祉の専門家、家族などが本人の能力に応じて法律行為の代理や補助を行う制度。

●人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱され、地域住民からの人権に関する相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行う。

【た行】

●多世代交流スペース

社会福祉協議会内に、だれもが自由に活用できる日中の居場所として開放している居室。インターネット環境の整備など、利便性にも配慮している。

●地域活動支援センター

障害者総合支援法の施行により実施されている地域生活支援事業の一つで、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

●地域包括支援センター

住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、介護・医療・保健・福祉のさまざまな面から高齢者等を支える機関。主に①総合相談②介護予防ケアマネジメント③権利擁護④包括的・継続的ケアマネジメントの支援業務を行う。

●特定健康診査

40～74 歳の国保加入者を対象に市町村が実施主体で実施している一般健康診査で、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの状態にある人や、予備軍となっている人を早期に発見し、生活習慣改善のため特定保健指導を実施している。

●特別支援教育

学校教育法に基づき、幼稚園、小・中学校、高等学校などにおいて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、その障がいに応じた教育を行うことを目的とした教育。平成 19 年 4 月より「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に、盲・ろう・養護学校の名称を「特別支援学校」にそれぞれ変更した。

●特別支援教育コーディネーター

障がいのある児童生徒について学校内及び関係機関、保護者との連絡調整を行い、ニーズに応じた教育を展開するための体制づくりを行う教員のこと。

【な行】

●ナトカリ 2. O 作戦

ナトカリ計を使用して、尿中のナトリウムとカリウムの比率を数値化し、減塩指導をすることにより、脳卒中をはじめとする疾病予防を行う啓発事業。

●日常生活用具

障がいのある人の日常生活において、その障害を軽減し、自立した生活を支援するための用具。視覚障がい者用の点字タイプライター、電磁調理器や聴覚障がい者用の通信装置、肢体不自由者用の入浴補助用具などがある。

●妊婦健康診査

安心して出産できるよう、妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認する健康診査のこと。（14 回の妊婦健診受診票を発行している。）

●ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるという考え方。

【は行】

●8050（ハチマルゴーマル）問題

80代の親が50代のひきこもりの子どもの生活を支えている状況のこと。世帯収入の減少、親の要介護状態、病気などの要因で、家族が経済的・社会的に孤立・困窮する問題。

●発達障がい

発達障がいは、多くは乳幼児期に現れる脳機能障がいで、発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義される。

●バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(Barrier)となるものを除去(Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去に加え、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

●福祉人材確保法

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律に基づき、高齢者介護や障がい者の人材の養成確保を図っていくことを目的とする法律。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、各市町村に置かれる民間奉仕者で、担当地域内の生活に困っている人や障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な助言、支援などを行う。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを越えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

【ら行】

●ライフステージ

年齢によって変化する生活段階をいい、一般に胎生期(受精～誕生)、乳児期(誕生～2歳)、幼児期(2～6歳)、児童期(6～12歳)、青年期(12～22歳)、成人期(22～65歳)、高齢期(65歳以上)に区分する。

【わ行】

●ワンストップ

サービスによって複数に分かれていた窓口を1カ所で行えるようにする。
One（ひとつ）Stop（止まる）。

第6期鹿角市障がい者計画

発行日	令和3年3月
発行者	鹿角市 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉班
住 所	〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50番地 (鹿角市福祉保健センター内)
電 話	0186-30-0238
FAX	0186-22-2044